

## 平成28年定例第2回市議会会議録(第2日)

平成28年6月15日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
3番	徳  永	重  遠	12番	壇	康  夫
4番	末  吉	達二郎	13番	中  尾	眞智子
5番	古  賀	義  教	14番	中  島	一  博
6番	前  原	武  美	15番	坂  口	孝  文
7番	野  田	力	16番	宮  本	五  市
9番	荒  卷	隆  伸	17番	牛  嶋	利  三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

8番	上津原	博
----	-----	---

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	子ども子育て課長	築地原良太
副市長	高野道生	環境衛生課長	松尾和久
教育長	長岡廣通	農林水産課長	木村勝幸
監査委員	平井常雄	商工観光課長	松尾博
総務部長	馬場洋輝	上下水道課長	木下康彦
保健福祉部長	加藤康志	学校教育課長	加藤武美
市民部長 兼市民課長	本莊安政	教育部指導室長	藤岡育代
環境経済部長	富重巧斉	健康づくり課長	四牟田正雄
建設都市部長	松尾正春	エネルギー政策課長	藤吉裕治
教育部長	大津一義	エネルギー政策課 エネルギー政策係長	渡邊満昭
消防長	北嶋俊治	総務課庶務法制係 庶務担当係長	山下昭文
総務課長	西山俊英	学校教育課 学校教育係学務担当係長	松尾郁代
企画財政課長	坂田良二	農林水産課 農政係長	猿本邦博
企画財政課 財政係長	大坪康春	農林水産課園芸水産林務係 水産林務担当係長	池田慎一郎
福祉事務所長	坂口浩二		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	2	吉 原 政 宏	1. 中学校教育の充実について
2	5	古 賀 義 教	1. 教育環境の充実について 2. 子育て支援の充実について
3	1	奥 蘭 由美子	1. みやま市の子どもの貧困対策について
4	7	野 田 力	1. 返済川水系に小水力発電の開発を
5	4	末 吉 達二郎	1. みやま市の農業及び漁業について

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、8番上津原博君につきましては、先日に引き続き欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。皆さんにはどうぞ御理解と御協力をお願いしておきたいと思えます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、順次、発言を許してまいります。まず、2番吉原政宏君。

なお、2番吉原政宏君より資料配付の申し出があり、これを許可しておりますので、お手元に配付をしております。配付漏れございませんかね。ないですね。

それでは、早速、2番吉原政宏君、一般質問を行ってください。

## ○2番（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号2番、吉原政宏です。

改めまして、2カ月前に発生しました熊本地震による大規模な災害で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりのお見舞いと一日も早い被災地の復旧・復興をお祈り申し上げます。

この地震に際し、みやま市においては即座に市内自主避難所の開設をされたり、また被災地に対しては救援物資の提供、緊急消防援助隊の活動、人的支援、被災地からの児童の受け入れ、瓦れきやごみの収集など被災地に寄り添う適切な対応をされたと感じております。

また、今議会でも義援金10,000千円の補正予算案が提出されております。議会からも議員一同で義援金をお送りし、私も個人的に被災地での災害ボランティア活動、義援金、支援物資の提供など、微力ながら活動させていただいております。しかし、いまだに余震が続く現地では、まだまだこれから先も息の長い支援が必要であります。私自身、これからも被災地の支援とともに、議会の中においても、あす前原議員が一般質問される予定ですが、いざみやま市でこのような災害があった場合にどのような対策をとればいいのか、職員及び市民の皆さんとともに災害対策や危機管理を考え、安心・安全なみやま市をつくるために活動してまいります所存でございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、みやま市の中学校教育の充実について質問をさせていただきます。また、同じく議長の許可を得、事前に資料を配付しております。後ほど御参照ください。

私たちの住むみやま市は、昔ながらの祭りや行事も多く残り、家庭や地域の教育力も維持され、伝統的な教育に熱心な町であります。本市の小・中学校では「みやまの力」と名づけ、知恵、社会性、健康を育てる裾野教育を展開しています。裾野教育とは、一人一人の子供の人生の裾野を築き、どこかで輝くことができるような多様な可能性を育む教育であり、教育課程の内外でチャレンジ体験を組み入れ、効果的な指導実践を行っておられます。

しかしながら、情報化社会の現代では学校や子供たちを取り巻く環境も急激な変化の中に

あります。それに伴う学校や先生方と保護者との関係や子供たち自身の変化、あるいは授業、部活動、学校運営など、日夜を問わず携わっておられる先生方の多忙化といった危機が忍び寄りとともに、小学校から中学校への進学に当たって、全国的に中1ギャップという問題も指摘され続けています。小学校と中学校の文化の違いや先生や子供同士の新たなかかわり方の違いなど、教育環境の大きな変化への対応の難しさから、不登校や生徒指導上の問題などが出現してきています。このことが本市の中学教育に対しても影を落としている状況もあるのではないのでしょうか。この状況を乗り越え、みやまの力を本市の子供たち全員に与え、ふるさとみやまの未来を担う人づくりを力強く推進し、本市が教育のまちとして子供たちの成長とともに多くの方が住みたいまちになるために私も力を尽くしてまいりたいと考えております。

そこで今回は、4つの項目に分けて質問させていただきます。

まず1点目は、本市における中学生の不登校の現状と支援についてです。

中学生の36人に1人、この数値は何の数値かおわかりでしょうか。この数値は文部科学省による平成27年度の学校基本調査で発表されている中学生全体から見た不登校の人数割合です。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的理由によるものを除いたものとされています。

このデータによると、全国で約9万7,000名の中学生が現在不登校の状態にあることがわかりました。本市の裾野教育を地域の全ての子供に与えるためにも、不登校問題の解決に努めてあると思いますが、みやま市内の中学校における不登校の子供たちについて、人数を含めた現在の状況とそれに対する支援などの取り組みをお伺いします。

2点目は、中学生の学力向上についてです。

総合的な生きる力の中の一つでもあり、学生として学問を学び習得する力の育成は、将来の子供たちの可能性を広げる意味でも、やはり中学校生活の中でも最も大切なことの一つであると考えます。

2007年度から義務教育の機会均等と水準の維持向上のため、全国の小学6年生と中学3年生を調査対象とし、全国学力・学習状況調査が行われております。配付資料のとおり、みやま市におけるこの数値は平成26年度、全国を100とすると、小学校は104.3と全国平均を上回っておりますが、中学校になると97と全国平均から下になってしまいます。教育熱心な

みやま市としては残念な現状であり、昨年策定された総合戦略では、平成31年度には小学校の目標値を108、中学校を102と、小・中学校どちらも全国を上回る目標値を定めています。これも配付資料のとおり、平成27年度の全国学力調査の結果がまとめられています。このテストに向けて行われた取り組みと結果及び分析された状況をお教えてください。また、平成31年度総合戦略目的達成に向けた計画をお伺いいたします。

3点目は、今後の小・中学校の再編計画の進め方についてお伺いします。

この春、みやま市における初めての統合小学校である桜舞館小学校が開校しました。私も4月の開校式と5月の落成式で訪問させていただきました。立派な校舎で、先生方も子供たちも本当に誇りを持って学校生活を送られている、そんな感じを受けました。新年度も2カ月が過ぎました。再編計画の第1号として、今後の統合の参考にするために、どんな反省点があったのか、また開校後の問題点はないのかをお伺いします。

そして、今後の下庄、上庄、本郷小学校の第2グループ、それに続く瀬高中学校、東山中学校の統合のグループについて、現在の状況と今後の再編計画の進め方についてお伺いします。

最後の4点目は、市内の小・中・高の連携についてです。

本市の教育施策において、小・中学校の連携促進についてはさまざまな事業の実施を計画しており、既に実践されていることだと思えます。この小・中学校連携についての現在の具体的な取り組みの状況をお伺いします。

また、本市内には公立小・中学校に加え、唯一の県立高校があります。本市内の小中の教育連携を高校までさらに進めて、子供の貧困が社会問題となっている中、家庭の経済的な理由により教育を受ける格差がなく、みやま市に住めば安心して公立学校で高い教育を受けられる教育のまちであることをPRし、子育て世代の定住促進にもつなげることができる可能性を持ったまちであると考えます。そのためにも、本市内の中学校と市内唯一の高等学校である山門高校と今後ますますの連携、交流を深め、子供たちの能力と先生方の指導力をお互いに高め合う取り組みを始めてはと考えるますが、関係所管の考えをお伺いいたします。

以上、みやま市が教育のまちとなり、多くの人が住みたいまちになるために、これからの中学校教育の充実について御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

## ○教育長（長岡廣通君）（登壇）

おはようございます。

みやま市ならではの学校教育であるみやまの力、裾野教育について御理解と御支援をいただき、感謝申し上げます。みやま市の定住促進という観点から見ますと、その根幹となる施策は働きがいのある仕事場の確保であります。一方で、教育施策は根幹とまではいかないまでも、定住促進の付加価値になり得る大切な要素であると考え、教育委員会といたしましても一層の努力を重ねてまいりたいと思います。

それでは、少し長くなりますが、吉原議員さんの中学校教育の充実についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の中学校における不登校の現状と支援についてでございますが、本年度のみやま市内の全小・中学校の児童・生徒の総数が2,834名で、うち中学生が986名です。みやまの児童・生徒がひとしく裾野教育を受け、みやまの力の中核をなす挑戦力を高めて、社会に巣立ってもらいたいと願っております。そのために、不登校の児童・生徒をなくすことは小・中学校教育の重要な課題であると考えています。

みやま市内の中学校における不登校の生徒の現状ですが、平成27年度のデータで申し上げますと、累計30日以上欠席している生徒は26名でした。26名のうち9名は学校復帰を果たしていますので、17名は3月末までは不登校の状況が続いていることとなります。不登校の出現率は2.64%で、南筑後教育事務所管内の出現率の3.18%と比較すると低いと言えます。

不登校になった要因については、学校生活に起因するもの、家庭生活に起因するもの、なまけ傾向にあるものなど、多岐にわたります。近年の傾向として、一つの要因に特定されるというよりも、それらが複雑に絡み合って不登校になっている状況が見られるようです。

不登校、不登校傾向にある生徒に対する本市の取り組みですが、まずは一人一人の生徒の状況に応じて、中学校が不登校の生徒へのきめ細やかな対応を行うことが重要であると考えます。教育委員会は、その状況を月末に中学校より提出される報告書にて確実に把握するようにしています。

不登校は早期発見、早期対応が重要だと考えています。各学校には、個別の支援計画を作成し改善を図るよう指導しているところです。

不登校の状態から復帰した生徒の要因を分析しますと、保護者や地域の方々との連携を含めた学校の組織的な対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの働きかけ、

福祉に関する専門機関との連携、家庭環境の変化などを上げることができます。みやま市教育委員会で設置しております適応指導教室「さくら」の通級がきっかけとなって復帰を果たした生徒もおります。

また、自分の将来展望や進路実現を真剣に考える授業などをきっかけに不登校が解消した例もあります。この例は、みやま市教育委員会が進めております裾野教育の内容の一つである夢や希望を育むドリームプログラムの充実を図ることが不登校解消の一役にもつながると意を強くした次第であります。

先ほど申し上げましたように、さまざまな要因が重なり不登校の状態が長く続くといった事例がありますので、今後も教育委員会といたしましても学校、家庭、地域、関係機関と緊密に連携して対応していきたいと考えています。

重ねて、適応指導教室「さくら」の指導員や指導室の指導主事を中学校に派遣して、家庭への訪問指導を行うなど、不登校傾向にある児童・生徒の対応もチームで支援に当たってまいりますと考えています。

次に、2点目の中学生の学力向上ですが、みやま市の中学生は、生活面の落ちつき、高等学校進学率の高さ、部活動や生徒会の活躍など、総体的に見ますとよい傾向にあると認識しております。また、多くの先生たちが教科指導や部活動の指導などに対して熱心に指導してくれています。しかし、御指摘のように、全国学力調査の結果は南筑後教育事務所管内のデータでは中程度に位置して決して低くはないものの、4中学校総体ではいまだ全国平均に及ばない状況であります。

この状況を鑑み、教育施策に示しておりますように、裾野教育のキーワードであるチャレンジ体験を位置づけた学習を展開し、生徒の学びが主体的になるように授業改善を図っていけば、課題の一つとなっています全国学力調査の結果も目標値に近づくものと考えているところです。そして、総合戦略に示しております目標値をできるだけ早い時期にクリアしたいと考えています。

そこでまず、中長期的な展望を持って臨むことが大切であると考え、昨年度中に3つの戦略を既に講じております。

1つは、管理職人事です。本年度は、瀬高中学校に小学校、中学校の校長を経験している校長を据えたり、その補佐役として人間関係調整力や教科指導力の高い教頭を配置し、学校の指導体制を整えました。



2つは、学力向上に係る県の重点課題指定事業を瀬高中学校区に受けてもらい、中学校改革の大きな戦略にしたいと考えました。中学校校区で指定を受けておりますので、校区の小・中学校と一体となって教育研究を進めることにより、9年間を通じた学習習慣や学力、学び方などの定着を目指したいと考えています。

3つは、小・中大連携です。4中学校を一つと考え、各中学校校区で行っている連携事業を発展させ、学力も含めたみやまの力の育成を一体となって進めてまいりたいと考えています。

短期的な取り組みとしては、各中学校に学力調査の結果の把握と分析を行い、学力向上プランの改善と着実な実施を行うように指導しております。中学校は、教科担任制ですので、まずは、各教科部会で結果を分析し対策を立てます。並行して学年会でも結果を分析します。各教科部会、学年会の組織をうまく活用して、自校の学力の強みと弱みを把握した上で、改善策を立てるよう指導していきたいと考えています。

また、チャレンジ体験の位置づけを含めて、生徒自身に課題を把握させ、自力解決をさせるような取り組みを奨励し、中学生一人一人が自分の全国学力調査の結果を受けとめ、進路指導につなげる取り組みを今後は強化していきたいと考えています。

いずれにしても、全国学力調査の結果も含めて、総合戦略に掲げているみやまの力の各指標が相乗的に高まるような裾野教育を推進していきたいと思えます。

次に、4点目のみやま市内の小・中・高の連携についてでございますが、これまで述べてきたことと関連がございますので、引き続きこの項目から御質問にお答えいたします。

各中学校区で行っている小・中学校連携事業ですが、五、六年前から本格的に実施しております。中学校の校長がリーダーシップをとり、まずは校長同士で共通認識に立ち、事業計画を立て、実践しているところです。連携の内容については、小・中学校にわたった9年間の生活の決まりの整備、家庭学習や学習ノートについての連結、生徒指導上の情報交換などです。特徴的なものとしては、東山中校区の小・中合同合唱祭、高田中校区の小・中の英語教育の推進、児童・生徒理解に向けた独自のネットワーク会議の開催などが上げられます。今後は、小・中大連携の立場から、4中学校区で行っている連携の内容を広げ、みやまの小・中学校16校の連携に着手していこうと考え、今、実践に移しかけているところであります。

次に、山門高校との連携交流についてですが、現在、山門高校から入学説明会のパンフ

レットを4中学校に応じて作成し、配布してもらうといった取り組みや山門高校からの中学校訪問、山門高校の体験入学などの交流がなされています。

市内唯一の高等学校でございますので、教育委員会としましても、現在の小・中連携事業の手法を生かしながら、山門高校とのさらなる交流を進め、公教育の充実の観点から互いの教育力を高め合う取り組みを、チャンスを見つけて始めていきたいと考えています。

順序が逆になりましたが、次に、3点目の今後の小・中学校再編計画の進め方についてでございます。

桜舞館小学校開校に至るまでの一番の反省点は、4校区住民の統合に向けた合意形成の難しさであります。第1グループでは、統合を計画どおりに早く進めたいという教育委員会の考えもあり、校区ごとの説明会にとどめておりました。住民の皆様は、学校の適正な規模等については、御理解されつつも、やはり自分の住んでいる地域の学校への思いが強いことなどから、なかなか合意形成には至りませんでした。そこで、各行政区ごとに説明会を開催するなど、住民との十分な意見交換等を通じて、丁寧に合意形成を図っていくべきであるという反省のもと、第2グループでは、全行政区に入って説明いたしました。しかしながら、それでも、いまだに3校統合は実現に至っておりません。

次に、桜舞館小学校の開校後の問題点につきましては、これまで目立った事件、事故もなく、議員さん御指摘のように円滑なスタートができていると考えております。

さて、学校再編の今後の進め方でございますが、第2グループにおいては、既に本郷小学校からの要望を受けて、平成29年度から本郷小学校を下庄小学校へ編入することが決定しております。そこで、3校統合の枠組みは維持するものの、本郷小学校の下庄小学校への編入に向けた対応を行いながら、同時に3校統合に向けた協議の推進を図っていきたいと考えております。

1つのグループを統合、そして完成させていくためには、2年、3年と時間がかかってきていますので、それ以降の統合については、当面は第2グループに集中し、3校統合へのめどが立った段階で、その後のグループに対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

長岡教育長、御答弁ありがとうございました。初めに配付した資料の中で、平成27年度「みやまの力」の評価について、これの一番下の「健康」の学業を休まない割合、「皆勤賞」の割合とありますが、これの数値が平成26年度は中学校36.1%が、平成27年度になりますと36.1から25.5%と10%以上も減っております。これについてどういった分析、検証をされたのか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

これは私も詳細に把握しているわけではございませんけれども、インフルエンザ等の発生とか、どうしても子供が休まざるを得ないような状況が発生したというふうなのが大きな要因と考えています。

なお、皆勤につきましては、遅刻しても早退してもよいというふうにしております。これは皆勤が目的ではございませんで、この賞を位置づけることによって、子供が皆勤への意識を高めると。そのことによって、早寝早起き、あるいは食事をきちんととる、病気をしないように心がける等、生活習慣に留意することが目的でございますから、そのことが子供の健康生活につながっていくというふうに考えております。

この数値について、詳細はまた詳しく調べて議員さんに報告させたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

ありがとうございます。ちょっと数値がかなり落ち込んでいましたので、すごく気になりました。もしかしたら数値の悪化が不登校にもつながりかねないのかなと危惧したもので、お聞かせいただきました。

では、現在不登校状態にある子供たちへの支援についてお伺いいたします。

不登校解決で大切なのは、やはり早期発見、早期対応だと感じます。現在、みやま市ではスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが取り入れられておりますが、これに対する実働の状況をお教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

**○教育部指導室長（藤岡育代君）**

失礼いたします。指導室の藤岡と申します。まず、スクールソーシャルワーカーですけど、SSWの配置は、みやま市に1人配置されております。不登校の児童・生徒の家庭に入って、きちんと家庭対応までできる立場にいらっしゃるの、非常に学校と連携をとりながら、スクールソーシャルワーカーの活用により家庭への介入ができています。

スクールカウンセラーにつきましては中学校に配置してありますので、身近なところで子供たちが相談できる、または先生とともに改善策を一緒に考えていける立場で動いていてもらっていますので、不登校の解消に向けてはスクールカウンセラー及びSSW、スクールソーシャルワーカーの活躍は大きいものと考えています。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番吉原政宏君。

**○2番（吉原政宏君）**

はい、ありがとうございます。そういったスクールソーシャルワーカーの皆さんの活躍により、去年は26名のうち9名が学校復帰をされているということでお伺いいたしました。しかしながら、まだ17名の不登校状態が続いており、新1年生も入ってきた状況でございます。今後も引き続き対応に当たってもらいたいと思いますが、現在、山川支所の横に適応指導教室「さくら」が置いてございますが、この目的と今の利用状況をお教えてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

藤岡教育部指導室長。

**○教育部指導室長（藤岡育代君）**

「さくら」の設置の目的については不登校対応の児童に資するということにあります。なかなか学校に来られない、保健室登校等もかなわない子供たちの居場所ということで設置をされているところです。現在、4月から「さくら」に在籍している子供はゼロでございます。その状況に鑑み、指導員を有効に活用するという立場から、6月から中学校に、5校ございますので、指導員を割り振って派遣し、訪問指導を行っているところです。「さくら」の指導員は、不登校気味の子供に対応したり、または信頼関係を築きながら御家庭に入り、家に引きこもっている子供への接触等も今後図っていきたいというふうに考えています。非常に学校としては助かっているというふうなお話を聞いているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

現在17名の不登校児がいながらも利用状況がゼロであると。この理由というのは何か検証はされていますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤岡育代君）

なかなか「さくら」に通級するという環境を、まず親御さんの送り迎えとかそういうところもいわゆる環境要因にあると思いますが、1つには本人の意思ですね。子供さんが「さくら」にでも行きたいというふうな意思のところを少しほがしていかないと、なかなか「さくら」の通級というところまではいかないというふうに考えています。

そこで、各中学校のスクールカウンセラーの先生と「さくら」の指導員さんが連携をとりながら、少しでも可能性のある生徒に対してはかかわりを深めていくというような立場で指導に当たっているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。なぜ今回こういう質問をさせていただいたかという、来月から夏休みに入ります。中学生の夏休みというのは、やはり一番大きく変わる期間でございます。この期間にしっかりと対応していただき、新たな不登校児を生まないような取り組みを今後もしっかりと整えて行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、中学生の学力向上についての再質問をさせていただきます。

お手元の資料にありますように、平成27年度の結果は、小学生はさらに伸びておりますが、中学生はまたさらに下がっております。このことについて率直に教育長としての現在の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

まず前提として、みやま市では学力をどういうふうに捉えるかというところは、これは最初の答弁でも申し上げましたが、学力調査の結果は非常にみやまの力の要素として大事であるというふうには考えておりますが、全てではないと。やはりここのお手元の資料にあります総合戦略にも掲げております指標で申しますと、挑戦力ですね、チャレンジスピリットやチャレンジメソッドをみやまの児童・生徒にはしっかりつけてあげたいというふうに思っております。

あわせて読書への取り組み、情報活用力、そして勉強を楽しいと思う気持ち、さらには社会性であります挨拶運動のまちですから、挨拶の質や量、そして夢や目標を持つ、あるいは先ほど御質問いただきました健康、体力、そして毎日学校を休まないで行く、そういう指標の中に全国学力調査の指標も一つとして入れていると。これは議員さん御指摘にもありましたように裾野を広く捉えることによって、裾野広ければ山高してございますから、おのずと長い目で見れば、いわゆる学力も教科の力もついていくものだというふうな考えで、みやまの力を育成する裾野教育を展開しているところであります。これが前提です。

さはさりながらも、学力調査の結果はこういうふうにしてマスコミでもいろんなところで毎年公表をされて、全国調査に4中学校の平均がっていないというふうなところは現実でありますから、これは早目に乗り越えたいというふうに思っております。—————

---

---

---

---

---

————— [ 発 言 取 り 消 し ] —————

---

---

---

---

---

---

---

---

---

—〔発言取り消し〕—

さて、一番大事なことは学校の指導体制をしっかりとっていくということですから、一番は、松藤桂輔という校長先生に瀬高中学校に来てもらったと。昨年度までは開小学校の校長でしたけれども、その前は東山中学校の校長で、小学校、中学校全体が指導できる校長先生でありますので、この先生にしっかりと委ねたいというふうに私は今考えているところであります。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

昨年、学力向上について県のほうが3点取り組みを推進されております。1点目がノー部活デーの週1回の設定、2点目がSSW、スクールソーシャルワーカーなどの活用ですね。3点目が学校とPTAが連携した携帯、スマホのルールづくりの推進ということでございます。

2点目のSSWに関しては、みやま市は既に活用しておりますが、週1回のノー部活デー及びPTAと連携した携帯、スマホの使用ルールづくり等に関しては、現在、みやま市の中学校の推進ぐあいはどうな感じでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤岡育代君）

まず1点目のノー部活デーの取り組みについてでございますが、みやま市の中学校で何曜日に部活動をノー部活デーにするというような取り決めは現在まだ行われていません。しかし、昨日、文科省の通知文も出たので、少しは県下、いわゆる国を挙げて少しノー部活デーの動きも出てくるかなというふうに想定しています。

それから、2点目の携帯、スマートフォンの利用についてでございますが、私どもが今考えておりますのは、小・中大連携の一環として、ことし、4中学校区全体で生活のルールやマナーを統一して子供たちに指導できるような体制をとろうと考えています。その中の一つに、携帯、スマートフォンの使用についての約束事は、PTAの連合会と一緒に進めていきたいというふうに計画をしているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。これから取り組まれるということですので、ぜひとも学力向上のために積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。やっぱり学力向上には、1つが授業改善、教育長が今おっしゃられたと思います。もう1つが、やはり家庭学習の大切さじゃないかと思っております。高い学力を支えるのはやっぱり学習力であり、多くの時間を過ごす家庭でいかに勉強するか、そういったのを学校のほうでどういった指導をされておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤岡育代君）

御指摘のとおり、家庭学習の習慣化というのは学力に非常に関連性があるというようなデータも出ております。それぞれの学校では家庭学習の取り組みについてルール化をしながら実施をしているところです。例えば、10分掛け学年の時間で学習をすとか、3年生だったら10掛け3の30分とかいうような時間設定をしたり、内容を学年ごとに決めて統一的に指導したりということをしています。

それから、小・中連携の観点からいきますと、家庭学習の仕方、量などについては各中学校区の連携の中で、協議会の中で話題にして、自学のものの共通の取り組みなど、共通にやっているところもあります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。学力はやはり学校だけでは決まらないと思います。家庭においても学校と同様に、時には学校以上に大切な場所であります。今後も学校と家庭とでPTAと連携をとって緊密に情報交換しながら学力向上につなげていただきたいと思えます。



この地域の教育力を子供たちの将来の可能性を広げる意味でも高めていただきたいと思います。そのためには先ほども申し上げましたが、学校だけじゃなく保護者や地域、家庭が力を合わせて取り組んでいかなければならないというメッセージを学校のほうからも力強く送っていただきたいと思います。

ことし4月19日に行われました全国学力調査の結果は、またこの後、出てくるかと思えます。この結果をしっかりと検証、分析し、さまざまな工夫を凝らした授業改革、そして家庭学習を徹底させ、中学生の学力向上に組織的、意欲的に取り組んでいただけるようお願い申し上げます。

それでは、次に、学校再編についてお伺いいたします。

桜舞館小学校の問題点は大きくないということでした。建設に関してはかなり大幅な増額となった、その辺の反省点はあるかと思いますが、今回は趣旨が違いますので深くはお聞きいたしません。現在、第2グループの統合は一旦中座ということで、来年4月から本郷小学校が下庄小学校に編入という形でやってくるということが決定したという御答弁がございました。もう間もなくですね、4月というと時間がそんなに残されておりましたが、子供たちが安心して学校生活を送る上で、今後の課題となってくるものはないのか、お伺いさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

大津教育部長。

**○教育部長（大津一義君）**

おっしゃるとおり、課題は幾つかあると思いますが、本郷のPTAのほうから現在、要望書というものが出されておまして、内容につきましては主に通学に関する不安の解消、遠距離となりますので、こういった手段をとるか、今から話をしていきますけれども、そういったところが。それから、少人数の学校の編入ということになりますので、児童が安心して学校生活を送られるような環境づくり、1つは制服が上げられますけれども、これについても今からお話し合いをしていく予定です。

それから、学校の先生の異動関係についても要望は出ておりますけれども、できるだけ子供たちの安心できるような環境づくりをまずやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番吉原政宏君。

**○2番（吉原政宏君）**

はい、ありがとうございます。また、下庄のグラウンドの狭さとか、体育館、プールなどの課題も今後出てくるかと思えますけど、また子供たちの安全・安心を最優先して課題協議しながら進めていっていただきたいと思えます。

それに鑑みまして、第2グループ、上庄小学校が現在統合に入らなかったということですが、昨年9月の荒巻副議長の一般質問の中で瀬高橋の安全対策の件を聞かれました。答弁には、今後、南筑後県土整備事務所への要望を行うということでしたが、現在の状況をお伺いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

大津教育部長。

**○教育部長（大津一義君）**

瀬高橋の改修といいますか、歩道の安全対策については、県土整備事務所も含めて、おおむね着手をいただくような計画でございましたが、具体的な時期につきましては統合の時期がまだ明確になっておりませんので、先送りとなっている状況でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番吉原政宏君。

**○2番（吉原政宏君）**

はい、ありがとうございます。たしか荒巻副議長が質問されたときは、まず安全面を確保してから統合のお話を進めていただきたいという御要望をおっしゃっていたような記憶がございます。学校再編というのは、地域コミュニティーを変える大変大きなことでございます。しかしながら、再編の一番大きな目標は子供たちの教育環境を整えるということでございます。これを最優先に考え、今後も地域のコミュニティーを維持できるような方策を講じながら今後の再編計画を進めていっていただきたいと思っております。

そんな中、平成23年9月に再編計画を出されました。そのときに5年後、現在、平成28年度の生徒数の想定をされております。ほぼ小学校、中学校、変わらないんですけど、一番大きく想定より変わっているのが瀬高中学校の生徒数です。この上庄、下庄、本郷の後に、計画では東山、瀬高中学校の統合が時期的には計画されておりました。その後に、水上小学校、清水小学校を統合し、東山中学校の跡地へ移すという計画でございました。

第2グループの上庄、本郷、下庄が解決しないことには、やはり瀬高、東山中学校の再編計画も一歩も進まないということでございますでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

○教育部長（大津一義君）

再編計画につきましては、おっしゃるとおり、平成23年9月に策定をいたしました。当時は再編計画の内容につきましては、先ほど議員がおっしゃった5つの統合について、毎年実施をしていくという計画でございましたが、実際にはおっしゃったように地域のコミュニティーをどう維持していくかという、それから教育委員会は学校の子供たちの学習集団をどう再調整して教育環境を整えていくかということで問題提起をするんですが、一方では住民の方たちは、特に小学校につきましてはコミュニティーというところでちょっと食い違いがあって、そういったところを丁寧にやっていかなければならないということで、私どもが今回経験をさせていただきました。

再編計画の一番の課題については、複式学級の解消ということが一番の課題でございましたので、当面はそこに集中をしていきたいというふうに思っております。当初の計画から非常に時間がかかっていることは十分承知をしておりますが、優先順位から申し上げますと、当面、第2グループの複式学級の解消ということ、それから当初どおり3校の統合ということをやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。もう一度申し上げますが、再編計画の大きな目的は間違いなく子供の教育のためでございます。慎重さは大事ですが、余りにも慎重過ぎると教育の機会の損失にもつながりかねませんので、今後検討をお願いしたいと思います。

では、最後の質問に移らせてもらいます。

ここ数年、みやま市の小学生がみやま市外の中学校に行く人数が多くなっていると聞いております。この人数をお教えくださいますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤岡育代君）

平成27年度のデータでいいますと、29名の小学生が私立の中学校のほうに進学をしているということでございます。数値でいいですか、はい。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。29名の小学生がみやま市外の私立中学校に行っている。皆さん、どう感じられたでしょうか。思ったよりもかなり大きな数字と感じられたんではないでしょうか。私立中学校への進学は、学力の問題、家庭の問題、友達関係、兄弟関係など、さまざまな要素があるとは思いますが、私は人生の基礎である義務教育は地域の中で地域の人々の支えと見守りの中に置かれるべきではないかと考えます。さまざまな事情があるとは思いますが、先ほど来申し上げました学力向上、そして不登校児を生まないような政策をとりながら、みやま市内の中学校に進んでもらえるような取り組みを今後も進めていただきたいと思っております。

それに絡みまして、小・中の連携は非常によくされていると思います。学校の取り組み、そして家庭の取り組みもされていると思います。

そんな中、先ほど来申し上げました中・高の連携ですが、これもちょっと数字を上げさせてもらいますが、県立の山門高校、みやま市の中学校からことしの4月、何名進学されたか、教育委員会のほうで把握されていますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤岡育代君）

本年度、平成27年度、市内の中学生の進学先の山門高校の進学者数ですが、27名でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

室長、ありがとうございます。そうですね。今、山門高校はクラスが1クラス減りまして、

1 学年160名です。私が高校のときに、高校は別なんですけど、360名と聞いております。その約半数はみやま市内の瀬高、高田、東山、山川から来ておったと聞いております。しかしながら、ことしは160名中の27名しかこの地元の山門高校に進学しておりません。

市長、申しわけないですけど、この数字に関して率直な見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

大変遺憾だと思っております。かつては山門高校というのは、学区制もありましたので、みんな必ず山門高校に行かなければいけなかったんですけど、学区制がなくなりまして各高校の競争ということになりまして、進学で山門高校が伝習館とか、あるいは八女高校とかに少しずつ負けてきたということが大きな原因ではないかと思っておりますので、ぜひ山門高校におかれましてそういった進学をもう少し頑張ってください、伝習館とか、あるいは八女に負けないような進学をしていただければ、必ずや山門高校にも生徒が帰ってくるんじゃないかと思っておりますので、強く山門高校にその点を要望していきたいと、このように思っています。

**○議長（牛嶋利三君）**

2 番吉原政宏君。

**○2 番（吉原政宏君）**

はい、ありがとうございます。もちろん進学先は子供と保護者がともに子供の将来の進路をよく考えて決めることだと思いますが、その際に、しっかりと地元の学校として山門高校の魅力をお子たちに伝えてあげる。その機会を中学校としてもつくってやるのが大切ではないでしょうか。

先日、山門高校でお話を聞かせてもらいました。みやま市内の中学校への個別学校説明会は今のところしていないということでございます。全体の学校説明会はあっても、していないということでございます。山門高校からは喜んで、もちろん何回でもみやま市内の中学校に足を運んで説明会を開きたいということでございましたので、今後も連携をとって進めていっていただければと思います。中学生にとって生徒の学習意欲をいかに高めるかは、やはり通年の課題でございます。中学生は高校受験までの姿はイメージしますが、入学した後、その後の学びというのはイメージできていないのが現状ではないでしょうか。高校での学び

がどのようなものか、そのために必要な力を何かをすることで、中学校での学びや行事にももっと前向きに取り組むようになるのではないかと感じております。

今後、中・高連携によって、基礎学力が定着した学習意欲の高い生徒を育て、大学入試にもさらにつなげていっていただければと思います。

もう時間もございませんので、最後、締めさせていただきますと思いますが、私も子供たちのためにも、市内の小・中・高の教育連携をさらに高めるとともに、初めに申し上げましたが、家庭の経済的な理由による教育の格差がなく、ここみやま市に住めば公立学校で安心して高い教育が受けられる、さらにその先の子供の能力を広げることができる、そんなまちであるということをもPRし、子育て世代の定住促進にもつなげていただければと思います。

これからの人口減少時代に対応しながら、今の子供たちが10年後、20年後にもこのみやま市で活躍できる土台をつくり続けることが今を生きる私たち大人の責任であります。この責任を全うできるよう私も最善を尽くしてまいりたいと思います。

最後になりますが、現場において日々休むことなく子供たちの指導に当たられている先生方にエールを送りまして、本日、私の中学校教育の充実についての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

お疲れでした。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議再開は10時41分から、10分間休憩をとらせていただきます。

午前10時31分 休憩

午前10時43分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行ってまいります。

続きまして、5番古賀義教君、一般質問を行ってください。

**○5番（古賀義教君）（登壇）**

議席番号5番、古賀義教です。議長のお許しをいただきましたので質問に入らせていただきますが、その前に、熊本地震で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、私にも知人から、友人からメールが来ておりますが、やはりちょっとした揺れでも心が休まら

ないと、そういう状況のようです。心の安らぎを一日でも早く取り戻されるようお祈り申し上げます。

では、きょうは2つの質問をさせていただきますが、まず教育環境の充実、小学校の35人学級についてを質問させていただきます。

少人数学級の定数改善については、国に対し学校の先生方より10年も前から請願が毎年出されています。しかし、今なお改善が進まない状況です。この国の40人学級とは、40人の子供の数までは1クラス、41人になれば20人と21人の2クラスに分けるという国の学級編制方式です。

そこで、10年前とは違いまして、少子化、核家族化の進行に伴う家庭力の低下に加え、地域社会のバックアップも少なくなり、それに伴い、いじめ、不登校、子供の貧困など、学校はますます厳しい状況に変わってきています。

みやまの将来を担う大切な子供たちが生き生きと活動し、人間性豊かな、そしてさらなる学力向上を目指せるような学びの環境を整えてやるのが今大切なことだと思います。学力テストにおいては、みやまが合併した当時から県内ではトップクラス、ずっと保ってきております。しかしながら、そのトップの座が少しずつ縮まってきておると、そういう状況がございます。20人のクラスと40人のクラスでは生徒一人一人に携わられる時間は当然違ってきます。学力だけでなく、児童・生徒との心の触れ合いを重視した教育、その時間が子供たちの人間形成にとって極めて重要なことであり、児童・生徒一人一人と向き合うことが教育委員会が今目指されている、みやまの力を育成する裾野教育につながることはないかと私は思います。

そこで、35人学級の実施をお願いするものです。よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣通君）（登壇）**

児童・生徒の適切な教育環境、とりわけ学習集団の適正規模に関心を持っていただいております。古賀議員さんの教育環境の充実についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の小学校の35人学級についてですが、現在、みやま市教育委員会では挑戦力、チャレンジスピリットを中核として、知恵、社会性、健康をあわせ持つ、みやまの力を育むための裾野教育を実施しており、子供にとってよりよい教育を行うための教育環境の充実を

推進しています。教育環境の一つとして、古賀議員さんのお尋ねの中にございますように学級規模がございます。そこで、まず学級規模の点から説明申し上げます。

みやま市立学校再編計画の中では、みやま市立小・中学校の学級の適正規模は、小学校低学年で20人から30人程度、中・高学年では20人から35人程度、中学校では25人から35人程度と定めており、みやま市教育委員会といたしましては、おおむね30人を適正規模の学級編制と考えております。そのような中、基準を超える学級がある学校につきましては、現在3つの対応をしております。

まず1つは、小学校において県教育委員会より配置されています指導方法工夫改善の加配教員の活用です。第2学年から第6学年において1学年の児童数が35人を超える学校については、少人数研究指定として県教育委員会に申請し、その承認を得て加配教員を学級担任として活用し、学級を2つに分けた編制を行っています。

2つは、小学校において、第1学年に30人以上のクラスのある学校に対して1名、または第2学年から第6学年において30人以上のクラスが2クラス以上ある学校に対して1名、それぞれ市費で少人数支援員を配置しています。この支援員につきましては、学級担任としての活用はできませんので、それぞれの学級の中において補助的な指導をしていただいています。

3つは、中学校において、全学年を対象に、1学級当たり生徒数35人以下の学級編制を行うため、市費を投じて特別教員を配置しております。この教員は、県費講師同様の任用としておりますので、学級を2つに分けて学級担任をすることができます。

以上のような対応をとりながら、小・中学校ともに、個に応じたきめ細やかな学習指導や生徒指導ができることから、落ちついた学びの環境の中でみやまの力の育成を推進しているところです。

議員さんの御質問にあります小学校35人学級につきましては、中学校同様に市費で学級担任ができる教員の配置をすることも一つの対応かと考えますが、配置するためには県費負担の講師と同様の条件となりますので、かなりの予算が必要となってまいります。限られた予算の中での対応となりますので、予算の確保については今のところ厳しい状況であります。

つきましては、まずは県の加配教員を活用した少人数研究指定の配置を市全体で工夫して、また、予算面での検討も行いながら、適正規模による教育環境の充実に努めてまいりたいと考えています。

以上です。



○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

詳しいお答えありがとうございました。

市費で少人数支援員を配置しておりますということでございますけれども、学級担任としては活用できないと。しかし、私が35人学級をお願いをしておりますところは、もちろん支援員の方がおられれば子供たちにその授業のフォローができるかと思えます。しかし、心のフォロー、道徳のフォローは担任でないとできない、そこを私としては重視しておるわけです。

県内には30人学級を実施している市町もあると聞いています。さっき教育長申されたとおり、もちろん予算が伴うことであり、30人学級と申しますと1クラス15人となりますので、果たして15人のクラスの人数が適正かどうかということは私はわかりません。まずは35人学級編制の実現をと思っております。35人であれば、36人以上ですから、18名ぐらいの子供数になると。40人学級の中で約10人から15人の生徒が授業内容の理解ができなかった場合、後のフォローはかなりの厳しいものが先生には出てきます。20人学級になりますと、五、六人の子供が授業の理解ができなくても個別指導が可能ではないかと思っています。また、いじめが発生した場合に、1クラスであればクラスがえもできません。6年間一緒のクラスということは、対応策や問題回避の糸口が見出せないのではないかとと思っています。学校といえども、先生は一人でも多いほうが、先生がチームを組んで子供たち一人一人にきめ細かな対応ができるかと、学習の質を高めることができるかと思いますが、そこら辺のことはどういうふうに考えてありますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

先ほど申しましたように、適正規模は小学校では20人から30名、あるいは35名というふうなことで再編計画ではなっています。

つけ加えをしておきますと、みやま市は1学級10人前後の学級規模の学校、20人より少ない学校が結構ふえてきておりますけれども、ここにつきましては、学習集団を少し大きくするということが中期、長期的な課題であろうと。そこに再編計画が絡んでくるわけでござい

ます。

さて、35人学級は、人数を35人から少し落として、20人から30人ぐらいの学級規模でやろうと。意図は、文部科学省も言っておりますように、学力調査等の結果も含めた学習全体の確実な定着、それから人間関係力の向上、そして先生がいろんな子供の諸問題にきめ細やかに対応できる等の趣旨があるわけでございます。だから、おっしゃいましたように、一人一人の子供にできるだけ目を向けるということが非常に学力、学習の面でも、あるいは生活全般の面でも大事であるということは間違いありません。

そこで小学校につきましては、先ほど御説明しましたように、加配教員、平たく言うとT Tの先生というふうに考えていただければいいわけですが、学級担任以外の定数としてみやま市では9名の配置がなされております。これはできるだけ子供の数が多い学校に今配置をしておりますけれども、習熟度別やチームティーチングを校長の判断でどの学級にするか判断しますが、行っていくということになります。これを県に申請して学級担任に充てたいと、これこれこういう理由でですね。承認が来ますと、その加配教員を学級担任に充てて、1学級40人ぐらいの学級も2クラスにできると。これで対応していますのが下庄小学校、南小学校、二川小学校ということになるわけですね。そのかわり、その学校には加配教員、チームティーチング等をやるようにということで配置している趣旨はできないという弱みも出てくるということになります。

それで、小学校の今後の方向性は、今、二川小学校に2クラス35人以上の学級を有しているわけですね。ここには研究措置ができていないと。だから、学年が低い学年のほうに来年度はそれができるように措置をして、できればやりくりをして、そういうふうなことを今考えています。

それから、研究措置ができない学校にしましては、先ほど言いましたように、1年生においては35人以下の30人を超える学級について1人、2年生から6年生までには30人を超える学級が2クラスある学校については1人の支援員をつけて担任の先生を補助するというふうに措置しているわけですね。これは非常に助かります。私も校長経験のときに措置をしていただきましたが、校長としても担任としても助かるわけですね、うまくチームでやっていけば。だから、それぞれの制度の中でやっていく、工夫をするということが第一義であります。総合的に判断して、どうしてもさらに必要だという学級の状況等があれば、次に進んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

学級の子供数が何人が適正かということは議論が尽きないわけでございますけれども、大変な苦勞をされて子供たちの育成に当たっていただいていることはわかります。小学校1年生は国の施策により35人学級が実施されておると。

このみやま市が合併する当時、一番参考にいたしましたのが筑後市のことであります。近いし、人口もほぼ似ておるといところで筑後市を参考にしてみたいと思います。筑後市では2年生については、さっきおっしゃった県が加配の先生を全て2年生に配置して35人学級が可能になっています。筑後市の課題は、3年生から6年生までであったということですけれども、国と県が1年と2年の子供たちに対し35人学級を実施した。じゃ、筑後市としては、2年生までは35人学級で、3年生になったら40人学級でまた2クラスに変えるのかと、そこら辺の問題が出てまいりまして、今、筑後市では3年から6年まで市の負担で35人学級をやっておられます。人口がうちよりも1万人多いですけども、筑後市は131クラス、みやま市が99クラス、生徒数にいたしまして、筑後市が2,800に対し、うちは1,829名、大体1,000人ぐらい筑後市の子供の数が多いというような結果が出ておるかと思ひます。

国、県が市町の自主財源で35人学級を実施しなさいと言っていないんですけども、さっき申しましたとおり、3年になって1クラスにはできないという筑後市の悩みがあったということですが、みやまの場合もそういうケースは、じゃ、1年のときは2クラス、2年になったら1クラスにせにゃいかんという状況が今の段階で出てきますか。今後そういうことが想定できますか。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

2年生の35人学級の件ですけど、県の学級編制の事務手続に定められておりますことですが、小学校2年生、これは原則として少人数学級編制研究指定を活用した35人以下の学級編制をすることということですので、まず1年生が35人学級の場合、2年生以上についてですけど、まず2年生からそういった加配をしなさいというふうな指導がっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

ということは、さっき振り分けておるといふ教育長の説明でしたけれども、2年生までは加配の先生を使って35人学級をやった場合、じゃ、3年生でそういうケースが将来的に出てくるといふことだと思えますが。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

それはあり得ることです。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

その場合は、子供たちとしては、先生たちとしても今まで20人教えておったのが、40人も教えなきゃいけないと。そういうふうなことになるれば、40人教えておった先生は20人のクラスはもちろん教えることはできると思います。しかし、20人教えておった先生が急に40人の子供たちを教えにゃいかんごとんでも、それは教育長も昔は先生ですから、大変なことだと感じられることと思います。これについては、それはもう答えも聞かずに大変なこととはもうわかりますけれども、この分は地方交付税の算定基準の中には入っていないでしょうね、こういう先生を1人ふやした場合の。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

交付税の単位費用にそういう積算基礎はございますけれども、国の基準どおりでありますので、国の基準を超えた少人数対応の経費は入っていないと思われま。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

来年から算定するというような通達も来ていませんね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

存じ上げません。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

それはそうだと思います。来なくても、必要なものは必要なものでありますから、その点、頭の中に入れていただければと思います。

それから、義務教育の中で子供たちには平等な教育を受ける権利、学習権があると私は思っています。その中で、いつも教育長が口にされている教育の質についてですが、教育の質は目に見えて厚い、薄いがあってはならない、差があってはならないと思っています。みやまの将来を託す子供たちでもありますから、社会教育を含めた教育委員会の中での予算のやりくりでなくて、教育予算に関係なく、子供たちの権利と大人の義務を遂行しなければならない、私はそう思います。まして、中学校では35人学級の導入を図っておられるわけですから。

ちょっと待ってください。35人中学校やっておられますが、その成果について説明願いますか。効果といいますか、メリットとはおかしかなですね。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

35人学級における成果というのが数字にあらわすことができませんので、なかなか数字ではお答えできませんけど、まず、学習面についてですけど、学力については短期間で見えるものではございません。ですので、これについても数字はお示しできませんけど、ある中学校では、1年生と3年生の学力を比較した場合、国語、数学が伸びているという結果は出ております。その要因の一つに特別教員の配置があるのではないかというふうなことでお聞きをしております。それから、生徒一人一人きめ細やかな指導を受けることができるというふ

うなことは成果ではないかと思えます。また、生活面においてもきめ細やかな配慮ができることから、生徒間のトラブル等、これを早期に発見して対応できるというふうなことは言えるのではないかと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

非行が減ったとか、悪さ坊主が少なくなったとか、そういうところはございませんか。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

ちょっとなかなか具体的にはそのことは聞いておりません。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

今、課長が答弁しましたように、教育は全てが数値では出てきませんのでなかなか難しい面もありますが、考えるに、中学校にそういうふうな措置を先にされたというのは、やはり中学校の子供の生徒指導上の問題もあると思うんですね。それにいろんな諸問題があるときにどう対応していくかというときにはマンパワーが必要でして、その担任をふやすということもあるんですが、中学校は学年のチーム化というのが非常に大事になってくるんです。学年主任を中心に学年がチーム化できると。そういう体制がとれるためには少なくとも2クラスはないといかんと。山川中学校と東山中学校はこの市費の措置がなかったらもう1クラスなんですよね。それから、部活の指導とか、総合的に考えられてやられたというふうに思っています。だから、直接この効果ということで聞いたわけではありませんが、非常に助かっているというふうに、山川中学校の校長も東山中学校の校長もその学校のチーム化という観点からありがたいですということを申します。

ちょっと話が変わりますが、先ほど瀬高中学校の件で、名誉のために申し上げておきますけれども、瀬高中学校は、かつては十数年前までは南筑後教育事務所管内の教育研究のモデル校だったんですね。それがこの十数年の間にいろいろな要因でちょっと力を落としてきて

いると。私は、瀬高中学校が復活すれば、みやま市中学校の学力調査はもちろんですが、みやまの力は大いに伸びていくんじゃないかというふうに今考えているところなんです。

恐縮ですけれども、いいことですから、その証拠といいますか、1つ例を申し上げておきますと、5月19日に県の義務教育課の課長さんが近隣に来られたついでに、みやま市の中学校を見せていただきたいということで、そして教育委員会の協議を望まれたのでしましたが、教育委員会に近いということで山川中学校の生徒を見てもらいました。非常に感心して帰られたんですね。自分が20校近く県内の中学校を見たけれども一番いいと、生徒が非常に落ちついておるし、次はその学校の雰囲気がいいと、先生たちのですね。絶賛されたわけです。だから、みやまの中学校は決して悪くない、土台がしっかりしていると、生徒も先生も学校チームもですね、そんなふうに思っています。あとは瀬中が数年かけて、すぐ一朝一夕にはいきませんが、市民の皆様、保護者の皆様の御支援もおかりして復活していけば、中学校も軌道に乗ってくるというふうに中期的な見通しを持っています。

そういうことも含めて、瀬中もことしは1人配置をせざるを得なくなりましたし、なかなか児童・生徒の数というのが非常に厳しい状態にみやま市全体がなっているところです。

中学校においては、学力、学習面、それから、問題行動の対応も含めて、学校の指導体制の強化という面で非常に効果があるというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

はい、ありがとうございます。中学校の35人学級の導入を図った結果は、その成果も出ておるということをお聞きしていただいたと思います。

やはり教育予算に関係なく子供たちの権利と大人の義務を遂行していただきたい、私はそう思っていますので、すぐにでもとは言いませんが、みやまの将来を託す子供たちでございますので、35人学級の実施をやっていただければと考えます。1、2年は35人学級できるわけですから、中学校もやっておるわけですから、あとの3年から6年までの35人の学級について、今後、見通しとしてどういうふうに教育長としては考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

御指摘の趣旨は非常によくわかります。学級規模、適正規模という観点はまだ御指摘のとおりですね。

ただ、対応としてどういうふうにしていくかという点、これは1人配置するのに6,000千円近くの市費を投じておられるわけがございますので、いろいろと総合的に考えて対応しなければいけません。それで、先ほど申し上げましたように、9人の加配についてどういうふうにするかということをもう一回全体で考える。よそから持ってくるということになりますと、今配置している学校の校長の理解も得ないといけませんからですね。そういう調整も含めて、今のところ二川小学校に2クラスの35名以上の学級がございますから、その児童の状況等も考えて、来年度どうするかということを考えて、そのときに一番は県費の加配教員の配置ということでもまずしていきたいというふうに思っています。

それから、市費の少人数対応の支援員の配置も今やっているわけですが、なかなか児童の状況、あるいは教職員の力量等から考えたときに、非常にこれは厳しいということになってくると、御指摘のように、市費で特別教員の配置というふうな段階に入っていくんだろうというふうに今のところ考えております。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

じゃ現在、小学校の35人以上のクラスは、36人から40人までのクラスは何クラスあるんでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

現在の市内小学校の35人以上のクラスは、下庄小学校の3年生、それから南小学校の4年生、二川小学校、これが2年、3年、5年の5クラスでございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）



5クラスというと、さっき言われた6,000千円といいますと30,000千円か。それに加配の先生もおいでということですので、二、三人の先生を雇用できれば、うちでも35人学級が可能なのかなというふうに私としては計算をしますが、特に1,000人も多い筑後市、32クラス多い筑後市で35人学級をやっておられるわけですから、同じ教育の質をみやまの子供たちにも与えていただければなと深く思います。ことしはもう予算もないわけですからできないにしても、今後そこら辺、財政のほうの支援もいただきまして、教育委員会関係の予算だけでなく、そこら辺のやりくりでどうにかお願いしたいと思います。以前の教育長もいらっしゃいますので、剣道の指導よりも熱心な教育長でございました。教育長、ここにおられますので、よく話し合っていていただいて、前向きに子供たちにみやまの財源を利用していただければなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、みやま市の児童・生徒が同じ教育環境のもと、同じ条件で教育を受ける権利を有しているということは十分理解しております。

そういう中で、みやま市の学習環境、教育環境は近隣の市町村と比較しても充実をしているとは思っておりますが、ただいま御指摘もございましたので、教育委員会と十分協議をいたしまして、本当に教育を受講する上で支障が出ているかどうか、そこら辺ちょっと私も今わかりませんので、十分協議をさせていただいて、今後については対応を考えていきたいと思っておりますので、お時間をいただければと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

議長、2問目よかですか。

○議長（牛嶋利三君）

よかですよ。

○5番（古賀義教君）（登壇）

では、2つ目の質問でございます。子育て支援の充実についてということで、今のみやま市の大きな課題は定住促進であります。それと同じく少子・高齢化の改善も急を要する課題だと思います。その改善には子供を安心して産み育てられる環境づくりが必要不可欠です。みやま市人口ビジョン及び総合戦略、1センチぐらいの厚い冊子ができておりますけれども、そのアンケートの中にも、子育てや教育には時間とお金がかかり過ぎると、経済的負担の軽減が多く望まれています。また、最近の報道では子供の貧困が社会問題となっており、子育て世帯への負担軽減がまだまだ必要であるかと思っております。何度も申しますが、将来のみやまの財産となる子供たち、若い世代に投資して磨いて宝にすれば、近い将来、必ずみやまの力になると考えます。子供一人一人の世帯に現物支給ができれば、食べ盛りの子供たちのおなかを満たすだけでなく、地産地消や食育にもつながり、一石二鳥、三鳥の取り組みになると思います。きょうは、その現物支給については、子供1人の世帯に対し、子供1人2キロとか5キロとか、そういう数字ではございますけれども、地産地消、食育の教育を兼ねてお願いできないかという質問でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

続きまして、古賀議員さんの子育て支援の充実についての御質問にお答えをいたします。

本市では、平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備や放課後健全育成事業など、さまざまな子育て支援事業を取り組んでおります。特に保育料につきましては、市の独自財源を活用し、平成27年度より保護者の負担軽減を行っているところでございます。

健康づくり課におきましては、乳幼児医療費を平成27年10月より中学校3年まで拡充し、医療費の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努めております。

教育委員会におきましては、経済的理由による就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、義務教育に伴い必要な学用品費等の援助を行っております。

国におきましては、消費税の引き上げが見送られたことにより不明な点もございますが、一定所得以下の多子世帯の子供さんが保育園、認定こども園等に通園する際、2人目は半額、3人目は無償とする支援策が4月より既に実施されております。

また、児童扶養手当につきましても、2人目、3人目への加算額を平成28年8月分より増

額することも既に通知されております。

古賀議員さんの御質問は、これらの支援策に加えて、地産地消の観点から子育て世帯にみやま市産米などの現物を支給してはどうかという御意見だと思います。

先日、宮崎市で貧困家庭5,000人に2キロ相当、千円分のお米券を郵送するという事業が新聞に掲載されました。建設会社の方が寄附された5,000千円を原資にした事業だと聞いております。

本市において米などの現物配布を実施する場合、どのような子育て世帯を対象とするか、どのような形で配布するか、また、その原資をどうするかなどの課題がございます。

現時点では現物配布の考えはありませんが、地産地消の観点から、道の駅みやまの商品券の活用などは今後の施策の中で研究課題だと考えているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番古賀義教君。

**○5番（古賀義教君）**

時間も少なくなってまいりましたので、即本題に入らせていただきますけれども、高校生以下の子供たち、1人5キロで考えた場合、私の試算では5,000人ぐらいの子供たちがいますので、5キロにして1,500円ぐらいで、7,500千円から8,000千円ぐらいで子育て世帯への米の現物支給ができる計算となります。その金額で子育て世帯への負担軽減や地元の米農家もいいし、米販売者も助かると思います。地域の子供は地域で守り育てるという青少年の健全育成にもつながる、いいことづくめだと思っております。現物支給は補助金とは違って市外の方の目にも見えます。保育料の援助があり、医療費は中学校まで無料にされておりますので、その上、米までもらうげなど、そういう話にならないかなと。みやまなりの独創性を持った、人に優しいまちづくりをお願いしたいと思っております。

地産地消のスマートエネルギーでもうかっておられるというとなんですけれども、黒字だと思いますけれども、その分を地産地消の米に分けていただけないか、市長いつもの太っ腹でお願いできないかと思っております。ここには元組合長の徳永議員さんもおいでですので、子供たちのためなら農協も頑張りますよと言っただけのかもしれませんが。ただというわけにはいかないですね。農家には米の支払いをせにゃいかんわけですから、その点、みんなの力で子供たちに少しでも手助けができればと思います。肉、野菜、米などの材料負担のみ

の給食費でも、子供が3人、4人世帯となれば厳しい負担になります。今ありましたように、現物支給が無理ということであれば、そちらのほうに米を回していただいてもいいのかなと思いますし、子育て世帯への理解と負担の軽減が進み、安心して一人でも多くの子供を産み育てられる環境が前へ進めば、私としてはそれでいいことだと思っております。今出ました道の駅の件に関してもそうでございます。あとは行政のプロである課長さんたちにお任せしたいと思います。きょうの私の提案は単なる一つの例でございます。今後、国の補助金カットや人口減少に伴う厳しい財政状況が考えられますけれども、将来のみやまをつくる子供たちへの財源を使っていただければと思います。

ここはもう回答は要りません。課長が何かもう早く終われというような顔をしておりますので、もちろんことしの予算はございません。今後、そういうことを考えていただければいいかと思えます。起爆剤になればと思つての発言でございました。子供たちのことをよろしく願ひいたします。きょうはありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

終わりますか。（「終わります。もう議員さんも早く終われという顔……」と呼ぶ者あり）

それでは、続きまして1番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

**○1番（奥菌由美子君）（登壇）**

皆様こんにちは。議席番号1番、公明党、奥菌由美子です。

質問に入らせていただく前に、4月から続く熊本地震によりお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、みやま市の子供の貧困対策について質問させていただきます。

公明党は、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会をつくろうと、2013年6月に子どもの貧困対策推進法の成立をリードし、これを受け、政府は2014年に子どもの貧困対策に関する大綱を決定し、具体的な対策に乗り出しました。

厚生労働省によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合、いわゆる子供の貧困率は2012年に16.3%で、6人に1人が貧困状態にあるという結果となりました。山形大学の戸室健作准教授の調査では、子供の貧困率上位10位以内に九州・沖縄の5県が入っており、1位は沖縄県で37.5%、福岡県は4位で貧困率19.9%、九州・沖縄の子

供の5人に1人が貧困状態という結果でした。また、文部科学省の調査では、就学援助制度の支給対象となった小・中学生の割合が2012年に15.6%となり、過去最高を更新しました。2013年にはやや減少したものの、経済的に苦しい家庭の子供は依然として多い状況が続いています。

こうした状況の中、子供の貧困対策に全国の自治体も取り組み始めています。

そこで、みやま市としての子供の貧困対策の具体的な取り組みについて2点お尋ねいたします。

1点目に、制服のリユース（再利用）についてお尋ねいたします。

みやま市では現在、小学校入学時にかかる制服や体操服、その他の学用品などの購入費用は最低でも約60千円から70千円、中学校では約100千円かかります。夏服や体操服の洗いがえ用に2枚以上購入したり、部活道具代などほかの費用も含めれば出費はもっとふえます。また、子供の成長に合わせて大きいサイズへの買いかえも必要で、生活困窮世帯だけでなく、多くの家庭にとって大きな負担となっています。しかし、制服を譲ってほしいと頼むのが恥ずかしいと思っておられる方も多いのではないのでしょうか。

そこで、卒業などで制服が不要になった方と制服が必要な方をつなげ、譲るほうも譲り受けるほうも気兼ねなく利用できる制服リユース、制服リサイクルの場を市として提供してはいかがでしょうか。子供の貧困対策というだけでなく、各家庭の負担を少しでも減らし、また、子供たちに物を大切に作る心、もったいない精神を育んでもらう助けにもなる取り組みではないかと考えますが、市としての見解をお聞かせください。

2点目に、子供食堂についてお尋ねいたします。

経済的な理由で食事を満足にとれなかったり、親が忙しく1人で食事をしている子供たちに無料や低価格で食事を提供する子供食堂が全国で相次いで誕生しています。近隣自治体でも徐々に設置や設置を目指す動きが広がっています。運営はNPO法人や企業が主体となっていますが、北九州市では2016年度、自治体としては全国初の子供食堂の開設を目指し、ひとり親家庭の子供に対し、親が帰宅するまでの間、学習支援や食事提供などを行うひとり親家庭の子供の居場所づくり事業を新たに実施する予算5,000千円を計上しました。また、久留米市では子ども食堂支援事業として5,000千円を2016年度予算計上し、10団体をめどに運営費や開設準備費を補助するそうです。自治体で子供食堂の開設を予定しているところはまだ北九州市くらいのようなのですが、先日、全国161の市町村長が子供の貧困問題に連携して取

り組む「子どもの未来を応援する首長連合」の設立総会が開かれるなど、子供の貧困対策は社会的にも重点政策となっています。八女市では子どもの貧困対策推進事業として6,620千円を計上、本年度中に市内の子供の貧困に関する調査を行い、子供の貧困対策推進計画を策定する方針です。

みやま市として子供食堂を設置するためにはいろいろな問題があるかとは思いますが、子供食堂の開設を含め、子供の貧困に対して今後どのような施策をお考えか、お聞かせください。

以上、2点につきましてお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣通君）（登壇）**

子供の生活状況に応じた教育支援の御質問、ありがとうございます。奥菌議員さんのみやま市の子供の貧困対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の制服のリユース（再利用）については、私のほうから回答させていただきます。

小・中学校の制服については、旧山門三池郡時代から全小・中学校で着用しており、みやま市立小・中学校に引き継がれております。制服は統一性があり、家庭と学校とのけじめがつけやすいなどの利点があるからだと考えられます。

一方で、議員さん御指摘のとおり、制服を含めて小学校及び中学校入学時にかかる体操服、その他学用品などの購入において、生活困窮世帯だけではなく、多くの家庭にとって大きな負担となっている状況については、教育委員会としても認識しているところであります。

そのような中、制服リユースの取り組みについては、家庭の負担軽減、また、子供たちの物を大切に作る心の育成という観点から議員さんの御意見に賛同するところです。

みやま市内の小・中学校でも学校やP T Aなどを主体として、学習参観やバザーの日を活用しながら既に取り組みを行っている学校が幾つかあります。みやま市内全校での取り組みとして広がっていくならば大変ありがたいことではないかと思っております。さらに、今後も学校、P T Aなどが主体となって実施していただくことでスムーズな対応ができていくのではないかと考えているところです。教育委員会といたしましては、学校やP T Aなどに委ねるだけではなく、情報提供などについてできる限り協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、2点目の子供食堂についてでございますが、こちらは私のほうから回答を申し上げます。

議員御指摘のとおり、子どもの貧困対策推進法が平成26年1月に施行され、福岡県においても平成28年度から平成32年度までの5カ年を1期とする福岡県子ども貧困対策推進計画が策定されております。

この中で、平成26年度の生活保護を受給する17歳以下の子供の数は1万7,893人、要保護及び準要保護児童・生徒数は9万1,521人であり、公立小・中学校の全児童・生徒に占める割合は22.6%となっております。福岡県はこれらの状況から、子供の貧困率は全国数値を上回っているのではないかと考えられています。

さて、子供食堂の開設に向けての市の考え方についての御質問でございますが、子供食堂を開設するには幾つかの課題があると考えています。

1点目は、支援を必要とする児童をどう把握するかという点でございます。一言で貧困と申しますが、どういう御家庭の子供たちが貧困と位置づけられるか、また、その子供たちと支援をどう結びつけるかという課題がございます。

2点目は、子供食堂を開設する場合、その運営を担っていただくボランティア団体の存在が不可欠でございます。市内にもボランティア団体が幾つかございますが、そういった団体が運営を担っていただけるかが2つ目の課題だと考えております。

3点目は、開設場所の問題でございます。どのような施設を利用して開設するか、また広範囲にわたるみやま市内において、1カ所の開設でよいかなどの開設場所の問題が3点目の課題でございます。

近隣市においては久留米市が平成28年度に開設に向けての予算を計上されています。また大牟田市においては、社会福祉協議会より月に2回開催される子供食堂を本年2月から開設されていますが、これは貧困家庭への食事提供ではなく、地域における世代間交流のための子供の食堂としての開設と伺っております。

この件につきましてはさまざまな課題がございますので、今後の研究課題として慎重に検

討をさせていただきたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

教育長、市長、答弁どうもありがとうございました。

具体的事項ごとに再度また質問させていただきます。

まずは、1 点目の制服のリユースについてでございます。

先ほどの答弁でも私の意見に賛同するという事でおっしゃっていただきましたので、早速進めていただけるものと思っておりますが、こちら答弁にもありますように、学校、PTAに委ねるだけではなく、情報提供等も含めて教育委員会でも率先して進めていただきたいと再度要望いたします。

あともう1つ、まずは制服のリユースから始めて、利用者の方のニーズなども含めて、例えばお道具代とか、さまざまな学用品、ちょっと体操服は、ほかの方の体操服とかを着るといのに抵抗のある方もいらっしゃると思いますが、そういったほかの品目につきましてもリユースを進めていくような形で、ぜひそういったいろいろな品目のリユース拡大も検討していただきたいと思っておりますが、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

まず、入学時に制服が一番でしょうけれども、いろんな準備の経費がかかっているということはもう先ほど御答弁申し上げたとおりであります。一応前提としてですね、これまでずっと続いている各市町村同じようにやっているわけですが、要保護・準要保護の制度というのがございまして、教材、あるいは修学旅行、給食費等々、ぜひ子供たちに必要な経費については、保護者の申請に基づいてかなりの額で市が支援をしております。後でまた数字は係が申し上げますと思いますが、たしか毎年200名前後の児童・生徒に要保護・準要保護の支給をしておるところであります。

さて、それでも制服とか体操服等についての費用は受益者負担ということでまいりますので、今のリユースにかかわってくると思います。

ただ、みやま市、私も校長をしておりまして、例えば、近所とか保護者の中で譲り合うと



というのは結構日常的に行われています、制服でも体操服でも学用品でもですね。だから、無理して新しいものは買わないというのは、みやま市の全体の風土としては息づいているのではないかというふうに思うわけですね。

それと、本郷小学校が今度は平成29年度から下庄小学校に編入をするわけですが、当然制服の問題が今後出てくるだろうと。今のところ教育委員会は、もう編入ですから、それぞれの学校の制服や体操服、学用品ですということを進めていこうと思いますし、了解を得ることができるだろうというふうに思っていますが、制服に関しては、この下庄小学校のPTAの御理解と御支援がないといけませんけれども、議員さんが御指摘のような、あるいは幾つかの学校がバザー等でやっているようなことを展開していただければ案外うまくいくような気がしますね。これは今の私の考えであります。

いずれにしても、これはどちらかというPTAの活動の一環としてやられていくだろうと思いますから、情報提供というのは、例えば、この学校ではこういうふうなリユースの取り組みをしてありますよと、こういう利点がございます。この学校ではこうですということをやったり情報を提供していくことによって取り組みやすくしていくと、あるいは取り組んでいただく意欲につなげていくということが大事ではないかというふうに考えているところであります。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番奥菌由美子君。

**○1 番（奥菌由美子君）**

ありがとうございました。

私の年代も姉から制服をお下がりということで、全部近所の方から確かにお下がりでもらったりとかしておりましたが、やはり子供も少子化でそういったお下がりがもらえる人が近所にいないとか、兄弟にいないとかいう家庭も昔に比べればふえてきていると思いますし、先ほどPTAが主体となって進めていただくことになるであろうということでありましたが、やはりちょっと人に言うのは恥ずかしいと思っておられる保護者の方もいらっしゃるかと思いますので、情報提供も含めながら教育委員会としても積極的にかかわっていただければと思います。

一応この質問については終了させていただきます。

次に、2点目の子供食堂について再度お尋ねいたします。

先ほども答弁の中にありましたが、どれだけのニーズがあるのかという、まずそういうニーズの把握という問題点、また開設する場合、運営を担っていただくボランティア団体の存在、また3点目の開設場所、つまり地域の協力がどれだけいただけるか、私もこの3点は確かに実際開設するに当たっての一番の問題であるかとは思いますが。

しかし、開設に当たって確かに解決しなければいけない問題点が多いというのは十分承知しておりますが、他市も含めて、積極的にやはりこの問題については市としてかかわっていただきたい問題だと思います。

子供食堂以外にも学習支援などの支援ももちろんございますが、先ほど古賀議員もちらっとおっしゃいましたけど、食というのは子供の成長の根本となるものでもあります。他市をずっと取り上げてばかりではあれですが、先ほどもありましたが、こういったさまざまな課題について問題が多いからなかなか進められないということではなく、それ以外の、子供食堂の開設以外でも子供の貧困問題というのは確かにいろいろな問題として今マスコミでも取り上げられております。市として子供食堂の開設は現時点ではちょっとかなり厳しい状況というのはわかりますが、例えば、それ以外の施策について今後何か取り組む予定とかあれば、そういった施策があればお教えてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

子供の貧困対策については非常に重要な問題だと思っております。現在は、いろいろな施策をみやま市でやっているんですけども、今おっしゃったように、ひとり親の居場所づくりということで、ひとり親の子供たちをあるところに居場所をつくって、そこで今おっしゃったような子供食堂とか、あるいは学習支援とか、そういったことをひとつ考えてみると、このように思っているところでございます。そうすれば、そういったときは桜舞館小学校区、そして高田の小学校区、瀬高の小学校区、東山中の小学校区、この4つぐらいをしないと、非常にみやま市は広うございますので、なかなか子供が1カ所に集まるということは難しいから、そういったことを考えながら、まず総合的に対策を練っていかねばいけない。ただ子供食堂をどこにつくるかというような問題ではなくて、総合的に貧困の子供たちをどう守っていくかということが一番重要でございますので、十分教育委員会とも打ち合

わせまして、今後、子供の貧困対策についてはみやま市も積極的に取り組んでいきたいと思  
いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥藺由美子君。

○1 番（奥藺由美子君）

ありがとうございます。

ただいま西原市長より子供の貧困問題については総合的に見ていくということで御答弁い  
ただきました。非常に私も心強く答弁を聞かせていただきました。マスコミでも言われてお  
りますが、見えない貧困ということで、人に相談するのが恥ずかしい、また、貧困は自己責  
任ということで自分で抱え込んでおられる、声を上げられない方々をどう見つけ助けてい  
かというのは行政の一つの役割かと思えます。

ちなみに佐賀県の武雄市では、ことしの4月にこどもの貧困対策課というのを新設された  
ということで、みやま市でもそれくらいの積極性を持ってこの問題には今後も取り組んでい  
たきたいと思いますが、市長、最後に答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今現在、子ども子育て課というのをつくっておりますので、その職務で事業をどんなふう  
に広げていくかということで考えて、そこに一緒に子供貧困対策の係といえますか、そう  
いったものを設けていきたいと、このように思っていますので、これも十分みんなで話し  
合ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥藺由美子君。

○1 番（奥藺由美子君）

どうもありがとうございました。

子ども子育て課で子供の貧困対策についても今後も十分に検討を重ね、対策を練っていた  
たくということで御答弁いただきましたので、前向きな答弁と受けとめさせていただいて、  
私の質問は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分より再開をいたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行ってまいります。7番野田力君、一般質問を行ってください。

○7番（野田 力君）（登壇）

7番議員の野田力でございます。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

テーマにつきましては、返済川水系におきます小水力発電の開発についてということで御質問させていただきます。

このたび、みやま市は一般家庭に小売される電力の規制緩和に伴いまして、西原市長の英断のもとに電力事業に着手され、本年4月からは本格的かつ精力的に地産地消の理念に基づき、電力の受給販売事業を展開されております。特に地方自治体としての参入は画期的でございます。また、電力の販売事業にさらにそれに行政サービスも含めた高度なる仕組みの関係で、全国の地方自治体から一斉に注目が上がりまして、今何と250余団体からの視察が生じて、多分みやま市はかつてないほど知名度が高められたと思います。

厳しい電力市場の競争にもかかわらず、唯一地方公共団体が参入しての一大的な大事業でございますから、市政の命運をかけての決断であるものと認識いたしております。これからは、とりわけ市民皆様からの深い御理解と絶大なる御協力、さらには力強い御支援を得て、確実に成功させていただき、その効用益を市政全般に及ぼしていただき、振興発展に大いに役立てていただきたいと思います。そして、それを次世代へのすばらしい大切な宝として贈り物にしたいものでございます。

ところで、このたびの電力供給の発電源といたしましては、瀬高地区におきます高柳発電所でおよそ1,100余の世帯を賄うメガソーラー、それからさらには高田地区におきますみやま合同発電所では5,100余の世帯を賄う大規模なメガソーラーや、それとあわせて各家庭に設置されています太陽光の余剰電力を購入し、対応されております。今後は太陽光発電のみならず、バイオマス発電もということを知っております。計画されているようでありますので、ある程度はバランスがとれた方向で電源構成が進むものと期待いたしております。

地場産といえば、現在のところ太陽光発電に偏っていますが、雨天や夜間の時間には当然ながら市外から発電された電力で賄うことしかありません。電力の地産地消の理念から考えますと、もっと幅広く安定的に発電源を求め得るようにするならば、市内に存する資源を活用する分野、より幅広く検討してみてもどうかという考えでございます。

地場の資源を活用するとなれば、即座に思い浮かびますが、風を利用する風力発電や、それから木質等のバイオマス発電、さらには水力発電ではないかと思えます。風力発電につきましては、地形と風の道筋とございますか、それを捉えての風量、それから風力の課題があります。そしてあわせて、騒音等の問題が横たわっているようでありますので、本市内にはかなり困難性があるようであります。しかし、風力の発電機につきましては、風域と環境に合わせて改良、開発が日進月歩で推進されておるようでございますので、今後は大いに期待されるんじゃないかと思えます。

次に、木質等を利用したバイオマス発電におきましては、市内におきます間伐材や廃材などの賦存量が不足しているというような状況もあります。また、原料の仕入れ価格の動向から見まして、どうも生産コストの懸念が横たわっているようでございます。そこで、木材にかわります竹材についてでございますが、検討してみますと、資源量としては市内に十二分に存在しておりますが、いかんせん、これを燃焼の際にボイラーにガラス製の粘着性の鉱物が必然的に付着します。そういうことで、ボイラーの使用期限が短命になるようでございます。現時点では事業化するにはかなりの無理が生じてまいるということで、どうも不適切ではなかろうかと言われております。

残されたものとしましては、降雨による自然水であります。水そのものは飲料水の使用はもちろんでございますが、そのほかに大量に農業分野において長年利用しているかんがい流水の利活用でございます。市内全域に張りめぐらされています農業用水の利用状況につきまして、先般、建設都市部当局の御協力を得ていろいろなお知恵も賜りながら、一応調査いたしました。河川筋を中心にまとまった水量地区といえば、ため池の周辺区域、あわせてため池の活用がまず想定されます。その実態を見てみますと、瀬高地区にため池は5カ所です。山川地区には23カ所でございます。高田地区には何と42カ所がございます。合わせて市内に70カ所という、本当に多く存在しております。そのうち、断トツに規模が大きい貯水量の10万トン級以上は山川町の佐野ため池28万4,000トンと、蒲池山ため池が56万3,000トン、それに高田町の後山ため池の12万8,000トンの3カ所でございます。ため池から放出される流出

口の構造位置は、流水をとめて、ためる場合の底のところの底台といいますか、一番下のところに下辺部分につけられております。したがって、流水の格差が全く生じないような構造で施工されております。それに、非かんがい期において流れ水を一定期間どうしてもとめる必要があると、かんがい期に放出する仕組みになっておりますので、年間を通じた流水がほとんど不可能でございます。残念ながら、小水力発電には不適切な施設の構造であるものとするに至った次第でございます。

そもそもため池が存在する必然性から考察いたしますと、かんがい用水として年間を通じ流量が十二分にあればためる必要もないわけです。ため池自体も不必要になるわけでございます。そのことが道理でございますが、そのことを理解したのがこのたびの調査によりましてわかった次第でございます。

ちなみに、みやま市には降雨の集水水域といいますか、広大な山脈等には恵まれていません。ため池の設置が必然的に創設されたと思っております。そうはいいまして、瀬高地区一帯には広大な農耕地を有しております。どうしても水田の用水が必要不可欠なわけでございます。そういうことから、先人の英知とたゆまぬ努力によりまして、大河であります矢部川に西暦1717年に堰を設けて、かんがい用水として導入されておるのが実態でございます。市内におきます一定水量の流水が年間を通じて確保されている地域をいろいろと探索しましても、1級河川であります矢部川のみしか見受けられませんでした。矢部川からの取り口となります広瀬堰からの下流河川は、そこから返済川と本田川、畑田川に分流水になっております。この3つの河川は、みやま市の当然管理下に置かれておるわけでございます。その取水の使用に当たりましては、水田面積が1,385ヘクタールを賄うための用水でもあります。かんがい期は5月1日から10月20日までの間はかんがい期と申しますが、大体毎秒4トン余で、国から膨大な水量の許可を柳川みやま土木組合が受けられてあるのであります。さらに、非かんがい期になりまして、非かんがい期は10月21日から翌年の4月30日の間でございますが、これも毎秒1トン程度が防火用水等の慣行水利権として許可いただいて管理されております。非かんがい期におきまして、畑田川の取水量を除いた返済川と本田川に取水量が毎秒1トン程度は見込まれます。その1トンの分量が大体どれくらいかなということが思われると思いますが、一応の目安になりますことを考えますと、非かんがい期におきます蒲池山ため池の流入量の大体七、八倍はあるように推定されます。いかに矢部川から取水し、下流に流している水量が膨大であるかがうかがい知れますが、この水量と水流の恵みを再生

可能エネルギーとして利用する方法をこの際見逃してはならないものと痛感するわけでございます。堰から取水しますので、矢部川上流、また周辺で豪雨や大洪水に見舞われましても、堰の調整が機能します。したがって、小水力の発電には最小限の影響しか生じないのでございます。

ところで、小水力発電の出力の算定基準を大まかに申し上げますと、水量、それから水流と落差もあります。それから、水車効率、発電効率などで計算されます。そういうことですが、現在のところ、滝が生じているような落差のある適地は即座に見渡すことができませんが、ここで知恵を生かして工夫すれば対応可能ではないかと考えております。余り落差がなくても一定の水量と水流があれば、発電可能な水車が現在開発、改良されておりますので、十二分に対応できるかなと思っております。そして、再生可能エネルギーの発電効率では、太陽光が約12%とっております。それから、風力が20から30%が標準でございます、水力のほうは平均60%以上と言われております。太陽光の5倍、風力の二、三倍になり、極めて高効率のよい発電施設ではないかと思うわけでございます。

さらに、施設整備の耐用年数でございますが、風力が大体20年ぐらいと、それから太陽光が20年から35年と言われております。小水力が何と大体40年と推定されておりますので、小水力発電施設は比較的有利な条件で、しかも、安定的で持続性のある施設整備であるものと考えられます。しからば、どうして今日まで小水力発電が普及しなかったか、疑問が残ります。その事由につきましては、大まかに申し上げますと、一つには水利権の調整の困難性、二つ目に高度なる管理者の、ハイレベルの方ですけれども、管理者の設置の問題、三つ目に事業費、整備費が多額になるという課題が横たわっておったと言われております。そのようなことから、小水力の普及発展の上から、これにも県も施設の管理上からの規制緩和が進みまして、そして事業費の縮減や発電効率等の改良改善も随分研究開発されて、対応が今は容易になっているようでございます。

ところで、農業用水を利活用するものでございますので、これまでの農業用水管理との相互調整もまた必然的に調整が必要になるわけでございます。水田農業に支障がないように適切なる管理体制が確立されることがまず前提ではなからうかと思っております。特に農業河川の管理におきましては、施設の近代化に伴いまして、随分省力化されてきました。しかし、いまだ除草やごみの流入、それから土砂の堆積などに伴う河川浄化や用水ポンプ場の維持補修等の労力が相当かさんでおるようでございます。一方、御承知のとおり、農村の高齢化や

担い手不足によって維持困難な状態に向かいつつありますので、大変その点が懸念される  
ところでございます。

また、今日の農業は、御承知のとおり、平たん部の水田におきましては、給水の際に大量  
の電力を消費しての動力給水設備に基づく対応でございます。さらにはハウスの施設園芸  
等の作物栽培におきましても、多くの電力を消費する設備が施されて生産されているのが  
実情であります。これまでの消費電力におきましては、主に地下資源の石油、石炭等の燃焼  
によりまして産出されたエネルギーの活用でございます。地球温暖化の大きな要因となりま  
すCO<sub>2</sub>の発生も伴うものであります。そもそも農業自体が自然の恵みによって支えられて  
の営農活動でありますので、地球環境に厳しい石油、石炭の火力による電力使用に対しまし  
ては、私たち農家にとりましてもいささか抵抗感も生じ、懸念をする一面も横たわっており  
ます。市内における小水力発電によって供給されることになれば、天雨の恵みがさらに享受  
されることによりまして、生産される農産物の産地そのものにより一層純化されることと思  
います。そして、生産意欲も誇りを持って、一段と高まるものではないでしょうか。小水力  
発電の推進をめぐっては、農業の維持と振興策にも関連づけについても検討をここいらの面  
を十二分に重ねておくことも必要であると思います。身近に捉えましても、このことができ  
ましたら、青少年の現物の教材として生かされれば、地球環境を含めた自然科学や応用科学  
などの向上が図られるとともに、私たち市民一人としましても、小水力発電エネルギーを通  
して電気の見える化といいますか、こういうことで電気がつくられているという見える化に  
よって、水資源のとうとさがより深く認識されていくものと確信します。

ともかく、みやま市の基本理念としまして、「人・水・緑が光輝き夢ふくらむ」のフレー  
ズを高々に掲げております。天恵の水をもっと利用させていただき、もっともっと光を輝か  
せるためにも、小水力発電の施策をどうしても進める必要があるかと思っております。将来  
の知見上からも意義深いものと確信いたします。

さらには、歴史性を物語る広瀬堰の機能と役割に加えて、現代的な小水力発電の効用を捉  
えた観光資源としても活用することも可能でもあります。そして、地方創生の事業の一環と  
して役立てることも重要ではなかろうかと思えます。どうか西原市長の陣頭指揮のもとで、  
執行部の皆さんの熱意ある力量と、それから地域の方々からの英知を結集いただき、小水力  
発電が実現できますよう切に要請いたしての質問であります。

そこで、西原市長にお尋ねいたします。



第1番目に、みやま市地産地消の電力事業において、再生可能エネルギーの地産分野における意義と電源構成を今後どのように考えられているのか、そこいらの御所見をお伺いしたいと思います。

第2に、返済川水系におけます小水力発電の開発を推進されるお考えがあるのか、御見解をお伺いいたします。

最後に、3番目に小水力発電と農業振興策との関連性、並びに地球環境上からの現物教材の応用と観光資源の活用についてもどうか御所見を賜りたいと思っております。

以上、御質問の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

傍聴席の方にはお願いですが、今度、質問者に対する答弁が執行部のほうからありますが、帽子をとっていただくようお願いいたします。御協力ありがとうございます。

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

野田議員さんの返済川水系に小水力発電の開発をの御質問にお答えをいたします。

その前に、本日、ごらんになったように、西日本新聞にJR九州にみやま市の電力を供給するというのが一番トップに載っておりました。大変私もうれしく思いますし、また、今後、この電気事業を進める上で、非常に勇気を与えられた記事で、議長ともども大変喜んでいるところでございます。御協力お願いいたします。

それから、ただいまの質問、非常に詳しく小水力発電につきまして、もう専門家以上に詳しく調べられて御質問でございますが、大変私も感銘をいたしたところでございます。

では、お答えをいたしたいと思ひます。

まず、1点目のみやま市地産地消の電力事業において再生可能エネルギーの地産分野における意義と電源構成を今後どのように考えられているかという御質問についてですが、議員が述べられましたように、本市は日本で初めてのエネルギーの地産地消都市として電力事業を立ち上げ、民間活力を活用した地域経済の還流による地方創生に取り組んでおり、経済産業省よりグッドデザイン金賞を受賞いたしました。

本市に賦存する再生可能エネルギーの活用は、事業推進に当たっての根幹をなすものであり、電源構成における地産の再生可能エネルギーの比率を向上させるという点で、その積極的な活用を指導する立場であります。特に太陽光という発電量の波が大きい電源が中心の本

市において、バイオマスや水力という安定電源を確保し、再生可能エネルギーの構成比率向上を図ることは重要であります。本市では、平成24年度に再生可能エネルギーの賦存量調査を行い、水力に関しては概算事業費から見た場合、事業採算性をとるには非常に厳しいものであるという結果となっております。そこで、本市にない電源を持つ他の自治体と連携して電力の相互融通を進めようとしていることは御存じのとおりです。新電力のビジネスとして見た場合、一つの再生可能エネルギーのみに頼るのはリスクも高く、経営として電源構成のバランスが重要であることは御指摘のとおりでございます。

次に、2点目の返済川水系における小水力発電の開発を推進する考えがあるのかという御質問でございますが、市といたしましては、太陽光以外の地産の再生可能エネルギーを開発することが理想であることは前述のとおりであります。水力発電にその高いエネルギー効率を発揮させるためには、主に流量と落差が不可欠であることは議員も御承知のとおりであります。本市においては返済川に限らず、流量は確保できても必要とされる落差が不足していることが水力発電設備の導入を見送った要因の一つとしてありました。当時の調査の後、小水力、マイクロ水力発電の技術革新も進んでおり、詳細な事業費の積算や、年間を通した流量調査などを含めて補助制度を利用した可能性調査を行うべきかどうか、研究をしてまいりたいと思います。その後、事業持続可能かどうか、投資を行う価値があるかを十分に研究して進めていく必要がありますし、事業主体についても民間や組合が行うものへの支援という選択肢も含めて考える必要がございます。

次に、3点目の小水力発電と農業振興策との関連性、並びに地球環境温暖化等の上から現物教材の応用と観光資源の活用についてでございます。

まずは小水力発電と農業振興策との関連性についてですが、現代の農業には動力エネルギーは必要不可欠でございます。水田や畑では電気を使って揚水ポンプにより農業用水を確保しておりますし、ナスなどの施設園芸では加温設備や換気設備、電照設備に化石燃料や電気を使用いたしております。本市の営農活動に必要な動力源を太陽光発電を初め、バイオマス発電、御提案の小水力発電等の再生可能エネルギーを使って市内で発電したスマートエネルギー社の電力に可能な限り転換できれば、みやま市産の農産物をより一層の付加価値を持ったアピールができ、本市の農業振興にもつながると考えております。

また、地球環境温暖化等の上から現物教材の応用と観光資源の活用についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、太陽光を初めとする再生可能エネルギー発電設備は、エ

エネルギーの地産地消を掲げる本市のシンボルとして教育的、観光資源的活用が見込まれます。発電設備を教育資源として活用することはもとより、全国から注目をいただいております本市のエネルギー地産地消モデルを視察に訪れる方々や自治体連携交流から生まれる人の流れをうまく誘導して、発電設備をコースに盛り込んだみやまをもっと知っていただくための周遊観光プランの開発を行い、地域経済の活性化に結びつけていきたいと考えておるところであります。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

考え方が基本が地産地消ということでございます。電力も地産地消ということで行かれますが、みやま市の3万9,000人、1万5,000世帯余の人たちは、それこそみやま市内で発電されたやつで賄うことが地産地消でございますので、その点からちょっとお尋ねいたしますと、現在太陽光で発電されている量とみやま市内で需要とのバランスがどうなっているのか。まだ足りないのか、いや、もうオーバーして地区外に売るような状況になっているのか、そこいらの数値を教えてくださいたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉エネルギー政策課長。

○エネルギー政策課長（藤吉裕治君）

私のほうから議員様の、今の地産地消率といいますか、スマートエネルギー社の再生可能エネルギーの比率というものを御質問かと思います。

今現状で言いますと、太陽光での発電量が全体の40%ほど、再生可能エネルギーの率としては全体の40%ほどということで聞いております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

40%という御回答をいただいたんですけれども、それにつきましては、押しなべての40%だろうと思っております。実際は夜間とか雨の日は発電しないわけでございますので、その昼間の部分は多分相当また不足するかなと思っております。そういう観点が一つありますの

で、地産地消という理念を打ち出せば、あくまでみやま市内で発電されたやつが、まずはみやま市民の皆さんが安心して使われると、自分たちの分はもう十二分にみやまに住んでおけば、みやまの電気で大丈夫ばいというような安心がまず必要かと思っております。多分今のところは40%でございますので、相当努力していただいて、地産で随分力をつけていただきたいなと思っております。

それから、答弁書の中に、一回、平成24年度ですか、再生可能エネルギーの実態調査をやりましたということでございます。多分専門家も見られたと思いますが、土地の基盤整備と申しますか、圃場整備されまして、水路が以前よりもずっと流れがよくなるように、なるべく段差をつくらないようにつくっているんですよ。以前は広瀬堰からおりてくれば、かなり堰をつくって、その下ではみんな水泳をしておりました。それこそ1メートルも2メートルもあったわけでございます。それを全部そういった段差をなくして流れよくされて、水路が整備されております。したがって、見ても、ただ流れておるばいなということで、段差がないということは感じられたと思っております。もう一度よくそこいらを検討いただきたいなと思っております。言うならば、一つは広瀬堰のほうから中心を考えますと、水上小学校あたりまで大体海拔が5メートルから6メートル下がります。本当はそういうことは段々でおりにきておったんですけども、水路整備とか圃場整備でそれがきれいになって、さあっと流れるようになっておりますので、必ず段差はつくろうと思えばできるわけでございます。そういったやつが一つありますので、よくもう一度検討されるということでございますので、地域の人たちから、どこどこでこういったところは以前は堰があつて、その麓では、下ではかなり深さがあつて水泳しておりましたという状況を伺ってから調査させていただきたいと思っております。そこいらの認識はあつたのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

確かに議員御指摘のとおり、平成24年度から今にしまして約3年ぐらいの間に技術革新というのが相当進んでおります。それはもう先ほどおっしゃったように、当時調査したのは平成23年から平成24年にかけてなんですけれども、そのころ、実際マイクロ発電という概念が余り正直なところございませんでした。小水力発電というのは確かにございました。ただ、

最近の技術革新で、よくニュースでも出てきておりますけれども、いわゆるその地域の土地改良の団体で自分たちの水路の中に小型の水力発電を入れて、それで自分たちの回すポンプに一部提供しているとか、そういったところは正直平成24年度の段階では調査をしておりません。先ほど市長が答弁しておりますとおり、その分については今後また風力も含めて、風力も小型の発電機が今計画をされておまして、それも音の分についても相当改善をされて、低振動の分も含めて改善された技術が開発されているようでございますので、その辺も踏まえて調査できるように検討していくというふうに考えておりますし、それから、調査地点につきましても、当時平成24年度につきましても、確におっしゃるとおり、いわゆる農業用の水路、ため池、それから中小河川を中心に調査をしております。そういったところで見逃しているというか、対象にならない分があるのかなというふうなところで見逃している部分があるかと思っておりますので、その辺も踏まえて調査していければなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

調査の方向で前向きに御答弁いただきましてありがとうございます。

結局かなり1キロ500ぐらいで、大体落差が5メートルから6メートルぐらい海拔がありますから、本当はあるわけですね。それはなかなか見えにくいんですよ、現在は。それは地元の人たちからよく聞かれて、そういった事情を聞いた上で調査されますよう重ねて申し上げたいと思っております。

それから、地産地消の考え方なんですけれども、農業の動力のポンプ場があります。これが市のほうの調査によりますと、大体144カ所ぐらいあるということでございます。多分それが電力代が相当負担されておると思いますが、そこいらは調査されたことがありますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村農林水産課長。

**○農林水産課長（木村勝幸君）**

私のほうからお答えいたします。

各土地改良区にありますポンプ場の数については、今、議員がおっしゃったとおり、高田

土地改良区で72基、瀬高土地改良区で72基の144基ございます。それから、電力としては3相の200ボルトの動力の電源を使用しておりまして、1基当たり年間の電気料金として200千円から300千円ぐらいかかっているというふうなお話でございました。全144基で36,000千円ぐらい年間にかかる計算になるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

よく御説明いただきましてありがとうございます。

電気代が36,000千円ほど農家のほうで負担しております。これは当然のことですけれども、それを今度は小水力発電で発電すれば、ある程度、1円でも高く買っていただいて、そして動力ポンプについては1円ぐらいまた安くしてやるということになれば、それでも農業政策としては随分助かるかと思っております。そこいらの事業採算についてはまたよく御検討いただきたいなと思っております。

それから、3番目の農業振興策の関連性はかなり頭に入っていると申しますが、特に昔、私たちはよく水車小屋の米つきとかを見学しよりました、小さいときは。あの水車小屋を見ましたら、あの大きな水車で動力ができて、そして米を白米にするわけですが、その構造を見ますと、水の力ってすごいなと、そして、ああこうして力が生まれてくるかなと、そして歯車の構造とか随分不思議に思ったわけですが。これからは電気がこういうことでこれくらいでこのくらいの電気が生まれていくと、そういうこと、それからもう1つは背景をですね、この電力のおかげでCO<sub>2</sub>がこれくらい削減されるとか、農家対策においては、1,300ヘクタールもある農地をこういうことで広瀬堰から取って、その余力をまた電気にして、それをいろんな社会のために使うということになりましたら、これこそ循環型社会の重要な意義深いものになると思っております。これは本当に実学上からも重要なことかと思っております。それも今後考えていただくと申しますが、簡単にいえば、あそこの三連水車ですか、あれは単なる三連水車だけでも観光資源として相当潤っておるわけですが、ここで小水力発電を河川の状況をまいっちょ工夫すれば、2基も3基も4基もできるような流水状況になっておると申しますから、そこいらはともかく水の力、水のエネルギーを最大限生かしていただきたいなと思っております。

そして、観光資源あたりに活用するときは、そういった全体的な、一体的な背景も説明するようなところを設けていただいて、しっかり観光資源の確立に努めていただきたいと思いますと思っております。そこいらについての部長の所見をちょっと。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

環境経済部としては、今回の質問については多岐にわたっておりまして、農業分野の関係、商工観光の関係、それからエネルギー政策課、環境衛生課の関係、全ての部局にわたった質問になっておりました。それで、我々としても部内で検討して、この問題については、先ほど御回答させていただきましたように、小水力発電の研究はしていきます。ただ、これが実際電気の売買を主たる目的としてつくる分については、現在としても投資対効果があるのかというのは、調査しないとわかりませんが、厳しい面があるのかなというふうに私個人としては考えております。ただ、一番可能性があるのが一番最後に今御質問の観光資源であったり、みやま市のPR、あるいは観光都市を目指す本市のPRの材料となるのには一番適切なものであるのかなというふうに考えております。市長の答弁でもありましたように、今後、みやま市のメガソーラーであったり、あるいは平成30年度を目標にしておりますバイオマスセンター、そういったところを一体化した周遊観光プランを検討する上では、小水力もあつたほうがいいのではないかなと個人的には思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

基本姿勢や基本的な考え方はわかりましたものですから、そこらでちょっとバイオマスの発電計画もされているということでございますので、バイオマスが今後どれくらいの発電をされるのか、そこいらちよつとこの際、教えていただきたいと思いますと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

バイオマスセンターで計画しております発電量といたしましては、817メガワットということで、家庭にすると164世帯に相当する発電ができる予定としておりますけれども、実際はこのバイオマスセンターでさまざまな機械を動かしますので、その機械の電気として使ってもらいますから、なかなか外部に電気を供給するまでは至りませんが、例えば、メタンガスをとめておく貯留タンクがあるんですけれども、土日のときに機械を動かさないときには、当然メタンガスが余るときには外部のほうに、みやまスマートエネルギーなどに売電をして、バイオマスセンターの収入にもなりますし、議員が言われているような電力の地産地消に少しでも貢献できればなということでバイオマスセンターの整備といたしましても、できるだけ発電量をふやしていくということで、当然生ごみが多ければ多いほど発電が多くなりますので、そういう食品廃棄物等も入れながら発電をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

バイオマス発電も164世帯ですから、かなり発電されるわけですね。これはまた工夫すれば200世帯、300世帯ということで……（発言する者あり）164ですよ、164世帯と言っていますから、それより増加するような方向で進めていただきたいと思います。

一応答弁をいただいて、端々に言葉が出てくるのが多分投資効果、それと事業の採算性、そういうことがちょっと頭によぎって、執行部としては責任がありますもんですから、そこいらで慎重に検討されておると思います。そういった意味合いから、研究という言葉がよく出てきます。研究ということになりましたら、研究よりもこれは事業でございますから、なるべく検討のほうで進めていただかないと、研究は研究材料で終わってしまいますから、そこいらの事業化する方向で検討してもらいたいということで、よかったです市長、そこいらを思い切ってやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今行っております事業というのは、まず第1に環境に優しい、いわゆる環境に優しい事業と、そしてそのかわりに、また採算にも乗らなければいけないということで、両面でやって



いるわけです。小水力発電は確かに必要だと私も思いますので、みやま市でもぜひとも小水力発電で適地なところであれば建設をしたいと、このように思っていますし、もう1つ、実は大分県の豊後大野市というところから一緒にやりましょうという誘いを受けているわけでございます。そこは山岳地帯で、非常に広い、大きな滝がいっぱいあると、そこでみやまエネルギー開発機構、みやま市も出資しておりますが、その会社が出資して、その豊後大野市のある団体と一緒に水力発電所をつくらうかということで今提案をいたしております、6月29日に私を初め、担当の者が豊後大野市の市長に会いに行くということで、向こうの了解を得ております。そうしたならば、立派な水力発電ができれば、非常に安価な安い電力を供給できますので、JR九州にも売ったように、ほかの大きな団体にも積極的に売り込んで、大きなみやま市の財源になるということで頑張っていきたいと思っております。そういうことで、採算面はそちらで、そしていわゆる観光とか環境に優しい、みやま市の観光を発展させるためには小水力を何カ所かつくって、一緒にやるというような計画も立てておりますので、どうかひとつよろしく御支援と御協力をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

市長から後段で具体的に御答弁いただきましたものですから、安心したわけでございます。ともかく地産地消でございますから、まずは地産を、小水力発電を入れたところで、全部市民の皆さん安心して使われるようなところでやっていただいて、あとは事業ベースになりますから、それこそ遠いところから安いやつを購入して、そしてまた、遠いところに売ってもいいわけでございますけれども、ベースを忘れないようにしっかりお願い申し上げまして、一応これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時22分 休憩

午後2時36分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

引き続き一般質問を行います。4番末吉達二郎君、一般質問をしてください。

#### ○4番（末吉達二郎君）（登壇）

4番議員末吉です。議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

見回すと、もう大変疲れてあって、なるべく早く終われという言葉もありまして、雰囲気もあるようですが、執行部のほうの適切な御答弁によって、なるべく早くやりたいとは思っております。

質問に入ります前に、今回の熊本大地震によりお亡くなりになった方々に対して、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

また、この地震に対する援助として、みやま市広報紙に記述されていたとおり、多くの市職員が応援に出ています。新聞等で御存じのとおり、被災者が公的補助等を受けるための基盤となる罹災証明早期発行の一助になるため、危険な場所の家屋調査に税務課職員が従事されたと聞いています。今回の地震被害復旧に応援された方、行われたみやま市職員の方に厚くお礼申し上げます。今後も応援が予想されるということを知っております。けがのないように注意して従事されるようお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

市長も熟知してあるとおり、みやま市の農業は、肥沃な土地と有明海に面した内陸型気候の温暖な立地状況を生かし、施設園芸を初め、稲作、麦作、畜産など、さまざまな農業が営まれています。収益性が高い野菜、花卉など、安定した品目として産地化が図られています。ナスやセロリ、ミカンは、全国でも有数の産地として知られる状況になっています。これは、農業経営者のたゆみない努力と、これを支えるJA及び市のサポートを忘れることはできないと判断しております。

しかしながら、ことしはタマネギ、麦が不作と聞いています。県の農業に関する機関の職員に聞いたところ、先ほど野田議員がおっしゃられた化石燃料による温暖化ですね、こういう温暖化が影響しているのではないかという話をなされておりました。自然環境が相手ですので、難しい問題であります。

漁業は、みやま市の場合、ノリが主品目です。有明海を取り巻く環境及び、先ほど農業で述べた温暖化の影響で赤腐れ病の発生など、ノリ業者を取り巻く状況は厳しいものがあります。このような中でも、高田漁協の日ごろからの商社との付き合い等により、平成26年、平成27年はノリ単価が高く、今期、約960,000千円程度の売り上げが達成されています。

このように、農業、漁業に従事される方は、高い志を持って、よい品物を生産すべく仕事

に従事されています。しかしながら、全国の問題ではありますが、農漁業従事者の高齢化の問題です。2015年の農業白書によると、この20年間で農業従事者は3割減、また、高齢化も進み、従事者の平均年齢は67歳、65歳以上が65%を占めている。特に稲作農業の高齢化は深刻で、65歳以上が77%に達すると指摘しています。反面、40歳以下は10%にすぎず、農業の将来に暗い影を落としています。

このようなことに鑑みますと、2025年問題ではないんですが、ここ10年のうちに大量離農も現実味を帯びてきます。市はJAと協力し、道の駅で大きな成果を出しています。今年度は、みやま市の総合情報発信基地として、農産物を中心として、アンテナショップを福岡市に立地すべく、平成28年度予算に計上されています。

また、6月8日の日本農業新聞によれば、JAみなみ筑後は、JA本所で農産物輸出協議会を開催し、農産物の6次産業化を通じた付加価値の増大、輸出拡大により、新たな需要開拓に挑戦すると記載されていました。この施策については、私も応援したいと思います。

しかしながら、農業の足元を見た場合、極端な例えですが、農業従事者の高齢化等により、農産物の生産ロット数が減少した場合、需要に対して供給が不足し、みやま市の農産物に取ってかわる産地が生じる可能性があります。みやま市の存続にも影響する問題です。みやま市の平成27年度の人口は、平成26年度に対し、450人減です。3万8,903人となっています。よいことではありませんが、市当局の推計どおりです。農業従事者も確実に減少していると言わざるを得ない状況です。

みやま市は、このような現状を踏まえ、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に重要業績評価指標として、農事組合法人を平成31年度までに30件、政策項目として、担い手育成及び新規農業者支援を掲げています。

それでは、事項①で具体的にお尋ねします。

営農組合の法人化については、国策により事業が推進されていると判断しますが、この政策を推進する目的、根拠法及びこの事業を推進する主体となる機関を教えてください。

みやま市の営農組合については、瀬高地区の法人化が進んでいるのに対して、他の地区では余り進んでいないと聞きます。その理由、また、営農組合が法人化できなかった場合、いつから当該営農組合に、どのような不利益が生じるのかしないのかについて教えてください。

今後、市として、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に、この事業を重要事業として位置づけていることに鑑みると、どのように展開を強化する予定なのか、教えてください。

事項②について質問します。農漁業の後継者及び担い手の問題です。

ノリ漁業者は、平成22年、従事戸数が39、平成28年は32となっており、7軒減少しています。率でいくと、20%程度減少しています。これは高齢化により、新たに資本投下が困難なことにより生じていることではないかと判断します。市のノリ漁業者減少の分析及び今後の対策を教えてください。

農業従事者は、高齢化については先ほど触れたとおり、2015年農業白書で65歳以上が65%、稲作については77%と指摘されています。本市においても状況は同様だと思います。先ほど述べましたが、市はみやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、政策項目で担い手育成による生産性の向上、重要業績評価指標として、平成31年度には単年度で10人の就農者を確保する目標になっています。総合戦略は5年をスパンとして施策されていることから、少なくとも新規就農者が、平成27年度から平成31年度にかけて40人程度確保することが目標となっております。平成26年度までもいろいろな施策を講じながら、新規就農者を確保されたと思いますが、その結果はどうであったのか、また、課題もあると判断します。課題を教えてください。

平成27年度の実績及び今までの課題を踏まえ、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略達成のため、どのような施策を講じられているのか、教えてください。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

末吉議員さんの質問にお答えしますが、私も、みやま市の農業あるいは漁業、大変高齢化が進んで、将来の展望というのがなかなか開けないということで、大変心配をいたしているところございまして、全く同じ考えでございます。

ただ、最近、ミカン部会とか、あるいはセロリ部会は特にそうですが、非常に若い人たちが——10年ぐらい前は、確かにお年を召した方が部会として参加される方が多かったんですけど、最近は随分と若い人たちが部会に出てこられるようになりまして、組合長に聞きましたところ、随分と後継者が最近出てきていますよというようなお話も聞きました。

特にセロリなんかは、ほとんど50歳以下です。ミカンもそうでございます。かなり多いし、ナスもぼちぼち若い人が出てきておるということで、みやま市の農業というのは、しっかり

根強いのではないかなという感じもいたしているところでございます。

では、質問にお答えいたします。

末吉議員さんの、みやま市の農業及び漁業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の営農組合法人化の理由、根拠法及び進捗率についてでございます。

初めに、営農組合の法人化の進捗率から御報告いたしますと、平成28年6月1日現在で、市内29営農組織のうち13組織が法人化いたしております。率でいきますと、44.8%でございます。

さて、議員も御承知のとおり、現在、国では集落営農組織の法人化が進められております。その背景といたしましては、今後の水田等の土地利用型農業は、より効率的で安定的な経営ができる農業生産法人等が担い手とならなければ立ち行かない状況となっていることが挙げられます。

平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画でも、高齢化の進行やTPP協定など農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、将来を見据えた施策として、農業経営の法人化等の加速化が掲げられており、集落営農を維持、発展させていくためには法人化が不可欠とされているところです。

本市におきましても、農業者の高齢化や後継者不足から耕作放棄地が見受けられるようになり、基幹産業であります農業を守っていくためには、その担い手として集落営農組織の法人化を進めることが極めて重要であると考えております。

また、議員も御承知のとおり、現在、担い手の経営安定を図るため、国より経営所得安定対策交付金が交付されておりますが、この交付金が創設された当初は、支給対象者を認定農業者と法人化計画作成等の一定の条件を備えた集落営農組織とされていたため、平成18年に各地で営農組合が組織された経緯がございます。しかし、全国的に法人化が進まなかったことから、昨年、法人化の確実性を市町村が判断するよう制度改革され、関係者の主体的な取り組みが求められることとなりました。

法人化できなければ、今後、交付金の支給対象になれないこともあり得るため、市では平成28年度を法人化の目標年度に設定し、これまで営農組合の運営を支えてきたJAとともに、普及指導センターとも連携しながら法人化を推進しているところでございます。

御指摘のとおり、現時点では、瀬高地区以外では法人化が進んでいない現状でございますが、これは各営農組合が、その経営規模や地域の実情を踏まえて法人化の目標時期を設定さ

れているためでございます。このような中、昨日、ようやく高田地区で最初の法人の創立総会までこぎつけることができました。

J Aでは、本年度、担い手支援課が新設され、推進体制が整えられています。今後、各営農組合が計画に沿って法人化できるよう、J Aと市が車の両輪となって推進してまいり所存でございます。

次に、2点目の農漁業の後継者・担い手についてにお答えをいたします。

本市の基幹産業であります第1次産業の就業人口は、平成22年の国勢調査で3,060人、平成12年の4,535人と比較すると、10年間で32.5%も減少いたしております。この数字からも、農漁業の後継者、担い手の育成が喫緊の課題であることは、議員御指摘のとおりでございます。

そこで、まず農業においては、省力栽培温室の更新やかんきつシートマルチ栽培、あるいはJ Aの集出荷施設の整備などにより農作業の省力化を推進し、生産性を高め、高収益化を図ることで、担い手の確保に努めてまいりました。

また、新規就農者に関しましては、市、J A、普及指導センターで構成する新規就農支援チームによる定期的な相談会の実施や青年就農給付金による新規就農の支援等を行い、新たな担い手の育成に努めております。ちなみに、市で把握しております平成27年度の新規就農者は9人でございます。そのうち3人は、農家出身ではない方です。

なお、新規就農者全ての方は園芸作物に取り組まれており、今後は、品目ごとの新規就農者向けパンフレットの作成や空きハウス、園地流動化の推進等により、さらなる後継者育成に努めてまいりたいと考えております。

また、漁業の状況ですが、本市の漁業者のほとんどはノリ養殖業でございます。本年度は32戸でございますが、この10年間で3割近く減少している状況でございます。その主な原因は、海上作業や陸上作業が重労働な上、需要構造の変化により価格が低下しており、一方で省力化のために高額な設備投資が必要で、それらに将来的な不安等を抱え、後継者が育っていないのではないかと推察をしているところでございます。

市といたしましては、漁港の物揚げ場の整備や泊地のしゅんせつ事業など漁港の整備を行い、作業の効率化を図るとともに、板ノリ加工やノリ摘み等を共同で行う協業化を有明海漁連とともに推進しているところでございます。協業化により、労働条件の改善や経営コストの削減が図られれば、経営が安定化し、後継者問題の解決につながると考えております。

いずれにいたしましても、後継者、担い手の育成は全国的な課題ですので、国、県を初め関係機関と連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

冒頭、市長が言われましたとおり、ミカンとかセロリとか、そういうものについて新規就業者がふえている、数はふえているけど、絶対数がやっぱり心細いんですね。で、市長がおっしゃっていることは私もよく理解しますが、そういうところの危惧があって、絶対数量のロット数が今後不足していく可能性もあるなという気持ちが私の中にあります。

私がこの問題をなぜ取り上げたかといいますと、開地域に住まれる方が、私のところに御夫婦で相談に来られたわけです。私は農業をやっていないんですけど、営農組合の法人化について非常に悩んでいると、夜も眠れないぐらい悩んでおるといことで、これは担当部署の係長さんと話して、一定の理解は得てもらっております。かなり詳しく説明をしていただきました。

どういうことを相談に来られたかという、法人耕作者の一括管理ということで、地主が法人と利用権を設定しなかった場合、耕作地の減になると。機械の共有化と、自分でも2,000千円近くローンで借りとつとが、これはどうなるかがようわからんと、で、大幅な赤字を自分が不作かもしれんと。JAに米を出荷した場合、JAに米を出荷しなかった理由として、個別の品種消化が明確でなく、保有米に来て、他人の混合米になって、長年積み上げた実績の高水準の価格が一挙に崩れると。で、この方は前向きな、ある営農組合の役員もされておるんですよ。営農組合の法人に協力しなければならないと考えるが、上記の問題により不安が募り、結果的に認定農業を申請されております。だけど、これについては法人化を進めている中で、今現在はなかなか難しいと担当の係長が詳しく説明してくれて、ある一定の理解を得られておるわけです。

そういうことを契機としまして、この営農組合の法人化というものについて今回質問をさせてもらっているんですけど、この中である程度触れてありますけど、推進の目的と法的根拠、主体となる機関、これについて再度、担当部署、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

まず、法人化を進めている根拠なんですけれども、法人化を進める法的な根拠というのは特にございませんが、先ほど答弁の中でもございましたとおり、法人に担い手としてなっただくということが、みやま市の農業を今後守っていくことに直接つながるというふうなことで進めております。全国的にもそういったことで進められているというふうに思っているところです。

法人化の目的ですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、後継者がいない農家のための受け皿となって、その地区の農地を守っていくというのが1つ、それから、法人化することでさまざまな国、県等の補助事業とか、融資とか、そういった部分を受けることが可能となっていくというところで進めているものでございます。

それから、主体です。進めている主体は、今、市、JA、普及センターで、それぞれにやはり担い手としての集落営農を育成する立場でかかわりを持ってきております。現在、JAのほうでは担い手支援課ができたという、答弁の中にもございましたが、平成18年の集落営農組織の立ち上げのときから今日まで、最も近いところで支援をしてきてあります。ですので、JAと市、それから普及センター、それぞれしっかり連携をとりながら、それぞれが主体となって取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。私、素人なりに調べたんですけど、法的根拠が今ないというふうになって、そう言いながら、助成金が出たり、交付金が出たり、ちょっと私、矛盾を感じるんですけど、まず、農業経営基盤強化促進法というのがありますよね。その中に、責務として市町村はこれをやっていきなさいと、地方公共団体はですね、やっていきなさいという規定がありますね、第2条ですけど。

で、これをベースとして、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律と、こういう法律があるわけですね。で、これについては、多分係長なんかわかってあると思いますけど、市の役割というのは非常に大きいですよということがなっているんですね。で、最終的にこれが平成29年度から、市町村が法人になることを保証するような場合し



か、今度、交付金は上げませんよということで、法律の根拠がないという認識が、ちょっと私わからないんですけど、もっと説明ができるならしてください。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

説明が足りなかったと思います。済みません。

平成19年度から始まった経営安定の交付金の制度の根拠として、農業の担い手に対する経営安定のための交付金に関する法律というのがございます。その中で、法人化計画の作成あるいは、法律改正後は法人化の確実性を市町村が判断しなさいというふうなことで、そこにしっかりうたってはございます。

ただ、先ほど申し上げたのは、法人化を進める直接的な法律がないというふうな意味で申し上げたものでありまして、先ほどの法律の中で、法人化を進めていくというのが条件としてうたわれている法律はあるということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

今のところは余り言いませんけど、法人化の目的というのは、やっぱり今から農業従事人口が減っていくと、そういう中で何とか農業を守っていかないかと、そういうことを考えて法人化は進んでいると私は思います。そのために担い手と、こういう交付金とかも出る、そういう手当てをしながら法人化を進めていこうと。

だけど、平成28年度はもう最後ですよと、平成29年度からは、市町村がそれを保証せん限りは出しませんよということで、最初に戻りますけど、主体が、私はどうこう言たって地方公共団体にあると思います。その中で、JAは当然ですね、JAは農家の方がおるからJAが存在するんであって、そこに協力しなかったら、自分の首を締めるのと一緒になるわけですよ。言い方は悪いんですけど。そういうことで、いろんな課をつくって、この営農組合に張りつけも行ってあると思います。そういうところは、基本は市当局のほうに私と共有の気持ちがあってもらわんと困るんですけど、そこら辺は私の考えと一緒に判断してよろしいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

議員がおっしゃっているとおりでございます。市も当然主体でございますし、今までの集落営農のかかわり方としては、JAさんもすごく深くかかわっておりますので、一緒になってやっていこうというふうな気持ちでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

これで問題が共有できたというところで、いろいろ違いがあっても、それは抜きにして話をします。

タイムリミットが平成28年度なんですよね。執行部のほうからの説明がありまして、その中で、まだかなり法人組織の姿が見えていない、高田地区できのうできたという御答弁が市長からありましたけどですね。

ただ、あと約55%、そこら辺はなっていないということで、平成29年度から市町村が認める場合だけしか交付金ができないと、ここら辺の問題意識というのはどういうふうにありますか。課長じゃなくても、担当係長さんでも結構ですけど。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

担当係長が回答申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課農政係長。

○農林水産課農政係長（猿本邦博君）

今、末吉議員さんがおっしゃられた内容につきまして、確かに経営所得安定対策の交付金につきましては、平成27年4月1日から法人化の見込みと、農用地利用集積計画については市町村の判断ということになっております。そうした中で、みやま市内の集落営農組織につきましては、平成18年の品目横断的経営安定対策から5年法人化計画が延ばされ、平成28年度が一つの目標となっております。

そうした観点から、みやま市としましても、平成28年度を法人化の一つの目標として法人化計画を進めていただこうように、各集落営農の三役さん並びに農協については各リーダーが集落営農に入っておりますので、その方々、その他集落営農の総会等に出向きまして、市なりの考えを説明してきたところです。

ただ、議員御指摘のとおり、なかなか進んでいない状況につきましては、関係機関の説明不足等があったかと思えますけど、平成28年度については平成27年度同様、しっかりと法人化に向けて進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

4 番末吉達二郎君。

**○4 番（末吉達二郎君）**

担当係長が力強い言葉で、また、課長さんも同じような気持ちで言われたとっております。で、現実、例えば、私、開のほうに住んでおるんで、開のほうの状況を見ますと、9月に設立準備会だったかな、そういうものをしようと思ったのが、結局は延びそうなんですよね。なかなかうまくいかない。

これはJ Aからいただいた資料なんですけど、開のほうにも係長及び担当の今村さんかな、そういう人たちが張りついております。J Aも2人張りついております。以前は1人やったのが2人張りついて、そういう法人化に進んでおられますけど、これを見ると、いろんな質問が出ているんですけど、なかなかそれに答え切っていない。で、答え切っていないというのは、なかなか難しいんですよね、この中身が。多分、担当課としても苦慮されておると思います。どうやって全ての農家の人たちに利点を説明し、農業を守っていくために、営農組合を法人にしていくという気持ちはありながらも、それがうまく伝わっていないところがこの設立がうまくいっていないと、それは全員が入った営農組合法人ということも不可能かもしれません。だけど、大方の人たちが入る営農法人をつくるべきであって、そこがまだまいちうまくいっていないという認識を受けます。

ここの中で、開営農組合法人化会議12月16日、これは先ほど言いましたJ Aからもらった資料です。専務理事から許可をもってもらっております。その中に、研修を1回聞いてもわかりにくい、何回か勉強会を開催してほしいというのが事跡として残っております。その後の中を見ても、やっぱりなかなか末端のほうまでうまく伝わっていないと、伝える努力はされておると思います。それについて、していないとかいう気持ちは全然ないです。だけど、

これには当然 J A も入っておるんですよ。

私、J A の方の一生懸命頑張っていることを前提にしながらですけど、農業に直接、農機車両燃料課とか、いろんな充て職みたいな形で入っておられるんですよ。この方たちも苦勞されておると思います。さらに勉強して、組合をまとめていかないかと、組合長さんに話をしてですね、そういうところで非常に難しい問題であって、それに果敢に皆さんが取り組んであるという評価をまずした上で、ただし、現実、実績が上がっていないということは、これは事実だろうと思います。

これはいろいろ話しておるから、そこで終わりますけど、今後、平成29年度からは市が認定せないかんわけですよ。これは間違いなく法人になると、いや、あんたのところはならんけん、もう交付金はやらんよと、そういう重大な責任が出てくるんで、私は全ての営農組合が法人化になること、中山間地の営農とか、難しいところはあります。だけど、そこら辺はやっていくというような心意気をですね、これは担当係長にというのじゃなくて、よかったら部長にぜひお答えいただきたいけど、担当課長でも結構です。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧齊君）**

確かに議員御指摘のとおり、高田地区、特に高田の西部地区については、この法人化がおくれているのが現状でございます。特に開地区については、まだなかなか議論が深まっていないという認識は持っております。

これにつきましては、先ほどから担当課長、担当係長が申しておりますとおり、これがないと、まず1つは農地を守っていけない、みやま市の農業を守っていけないというのは大きな問題でございます。その次に、やっぱり交付金の問題が出てきます。今後、農家の方の高齢化というのはどうしても進んでいくわけですから、そこを今後担っていただく方にも安心して担っていただくような組織づくりはしていかないといけないというふうに思っておりますので、担当課を中心に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

部長が力強い言葉を言われたんで、もう余り言いませんけど、開のほうの農業従事者年齢、

これもJAからいただいておりますけど、60代から、90代でまだ仕事をしてある方もおるんですよ、3人。60代から上の人が農業を、これは平成27年10月の調査です。62.7%です、145名中ですね。これだけ高齢化しております。

で、この方たちは素直に答えてあって、あなたは何年ぐらい農業に従事できますかということで、44%の人があと10年、具体的に言うと、5年以内しかできませんというのが11%、5年から10年が17%、10年が21.4%、だから、今、富重環境経済部長が言われたように、農地を守ると、荒廃農地、そういうものになる可能性が物すごくあるわけなんですよね。プラス、今、なかなか米とか、麦とか、これはもう収益性がないもんだから難しいと思いますけど、そのためにも法人化をして、そして、開、二川、江浦含めて収益性の高い、冒頭市長が言われた花卉園芸、そういうものについて転換していくというようなことも、これは法人化ができて可能性がある問題だと思います。

こちら辺、市長も非常に危機感を持っているということでおっしゃったから、このことについて、本当、花卉園芸とか、ナスとか、セロリと、こちら辺は高付加価値があるから、所得もあるんで、後継者というのは自然とついていく部分もあるかと思いますが、やっぱり法人化について、みやま市自体が、そしてJAも本気でされていると思いますけど、先ほど言いました、今までは是として、さらに取り組んでもらいたいと思っております。

市長、最初に決意は述べられましたけど、一言お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

営農組合の法人化というのは、今後の農業を左右する、極めて重要な問題でございます。瀬高町のほうは非常に皆さん理解が早くていいんですけど、どうして高田町はちょっと遅いのかなという感じがいたしておりますので、高田町のほうも十分説明をいたしまして、個人的にいろいろあるかもしれませんが、そういう小異を捨てて大同についていただくように、ぜひ説得をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

これは笑い話で聞いてくださいね、市長。高田町だけじゃございませんので、議長の在籍

されておる山川もまだ進んでおりませんので、念のため申し添えます。

最後、ちょっと冗談っぽく言いましたけど、私は、みやま市という第1次産業の農業のまちがこれからも長く続くように、この法人化というものを見据えて、担当課もJAの協力等、県も当然しなくちゃいけません。しっかり取り組んで、平成28年度中にほぼできたというふうになるように、ぜひ努力してください。

第1問目は終わりました、第2問目の後継者問題です。

この後継者問題も法人化と似たような問題なんですけど、まず、漁業の問題です。答弁書にも書いてあったとおり、約30%ぐらい減っておるわけなんですけど、この分析、対策という分析はよくされていると思います。これに対策も協業化というようなこととお話ししていただいております。この協業化、自動化とか、そういうところを含めて先進的にやっているところがあると私は聞いていますが、そういう情報はお持ちではないですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧齊君）**

お答えします。

すぐ近くでは、お隣の柳川市さんのうちの、特に大和地区ですね、そちらでは協業化団地ができておまして、現在、2つぐらいのグループで共同の加工場ができております。さらにその空き地といいますか、あと1棟ぐらいできるというふうに聞いております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

私が聞いているのは、ノリを海からとるときに、あれも1人でできるような機械で、ほかのところはやっているところがかなりあるとかいうことを聞いております。だけど、これはやっぱり金が要るわけですよ。高齢者になると、その投資というのがなかなか難しいというところで、かなり減っていくと。やっぱり、さっき部長がおっしゃったような施設も自己負担というのがありますから、なかなかそこら辺は、みやま市というのが小さな母体だから困難なところがありますけど、行政の、特に市長の温かい目でそこら辺の育成をしていただきたいと思っております。

それと、これ、去年が約10億円近く売り上げをしております。ところが、大きな法人があるのと一緒なんです。住民税とか、部長たちに聞きませんが、かなりの金額を払わないかんということで、税金が困った困ったと、売り上げが伸びれば困った困った、これはいいことなんです。そういう産業をやっばり育成していかないかんというところは、よろしくお願いしておきます。

そしたら、漁業については以上です。

次に、農業の担い手ですね。何回も市長のことを出しちゃいかんけど、花卉園芸とか、本当、担い手として、かなり私が持っておる資料でも集まってくるんですよ。といいながら、その中に挫折される方もおるんですよ。これもJAのほうからいただいた資料なんですけど、平成27年度を分析して、結果的に書いてあるコメントが、単身就農で労働力不足で、あるいは意欲不足とか、実際についてですね。そこら辺のことについてミスマッチが起こらないように、いろんな制度があると思います。青年就農給付金とか、農の雇用事業とか、ここら辺について、若干説明を担当部でお願いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村農林水産課長。

**○農林水産課長（木村勝幸君）**

新規就農の施策としまして幾つか挙げますと、1つは、答弁書にもありましたけど、新規就農サポートチームというのを本市でも立ち上げております。そこによります相談会を毎週第3水曜日に開催しているところです。平成27年には45回開催して、延べ21人の方から相談がございました。その中で、9人新規就農者があったということがございます。

それから、青年就農給付金の給付を、平成24年度から制度としてできておりますので、給付をしております。平成27年度には4人の方に6,000千円の給付金を給付してございまして、新規就農の支援をしております。

それから、先ほど課題等も議員のほうからあったと思いますけれども、途中でやめていかれる方もいらっしゃいます。私が聞いた範囲では、病気とか、あるいは、当初思っていたのよりもきつかったとか、そういったふうな理由等もあるようですけれども、この就農サポートチームの中で、就農の相談だけじゃなくって、就農後のフォローアップと申しますか、後の相談、それから、やってある今の園地の見回り等をしながら、新しく就農された方のフォローアップをやっているところでございます。

それから、今年度新たな取り組みとして、これは普及センターとか、JAさんともタイアップしての事業になりますけれども、地域を牽引する若手農業者のリーダー育成ということで、農業青年アカデミーというのを新たに開催する予定にしております。そういった中で経営力を高めて、就農していただくというふうな施策も取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。これも松尾さんという方に、花をされておるところに、女性の方で農業をしたいという希望の方があって、それも相談に、そちらのほうに来てあります。

で、やっぱり1つは農地がなかなかうまく見つからんと、家も見つからん、何でかというのと、普通、農業をやるなら、家があって、近くに農地があって、そしてやっていくというのが理想型ですね。だけど、そういうものがなかなか提供しようと思ってもできないという困難性、だから、もっと根本的な問題もあるかと思いますが、これは猿本農政係長、何か御意見ないですか。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課農政係長。

○農林水産課農政係長（猿本邦博君）

今、末吉議員さんの御指摘のとおり、やはり新規就農する場合に、基本となるのは農地の確保だと思っています。さっき答弁の中にありましたとおり、園地の流動化等を平成27年度について、市、JA、普及センター一体となって園地を回りまして、あいている園地等を図面等に作成しております。そうした中で、JAの部会等に提案しまして、園地が必要な方については、こういった園地がありますよと、そういった形で園地流動化を図りながら進めておるところです。

それと、やはり新規にこちらに来られた場合、定住先として家等の確保が必要になってくるかと思えます。そういったものにつきましては、企画財政課等が空き家ハウス等をしてありますので、そういったのを情報提供しながら、新規就農のサポートをしているところであります。



○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

最後の部分に言われた住まいの部分、空き家ですね、企画財政のほうでされているけど、なかなか農地とマッチしないんですよ。で、企画財政がいいかげんなことをしよるという意味じゃなくて、それは違う活用で、農業に対して本当に適したところがなかなかないと思いますけど、財政課長としてはどうですか、そこら辺の実感はまだないですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

私どもが空き家バンク制度を持ってありますが、なかなか登録の件数がふえないという課題がございます。昨年度、空き家の実態調査をやりまして、市内でかなりの空き家があるのは把握いたしておりますけれども、その空き家を売りたいとか、貸したいとかいうことで登録いただかないと、御案内する物件が少ないということになりますので、まずは登録いただく件数をふやすことでやっていきたいと思っております。

特に農家につきましては、農地と所有が一体とかいうことになると、かなり難しい面がございます。御指摘のとおりでございますけれども、登録をふやす方向で検討してまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

企画財政課長が率直な意見を言っていて、空き家バンクを活用して、理想としてはそういうことなんですよ。だけど、現実問題としては、それはなかなか難しいから、それならば農政課、JA、どういうふうなことをやっていくかという次に発展してもらわないかと思うんですよ。それはもう今後の施策でまたやっついていかれると思いますから。

で、ちょっと1つ苦言的に話をさせていただきますけど、坂田企画財政課長にも悪いんですけど、総合戦略で営農法人が平成31年度で30件やったかな、というのは、担当部署でいけば平成28年度が目標でやっていくということで、平成31年度までですということ、どっちかが誤った、あるいは違う認識のもとで、この総合戦略にのったんじゃないかと思えます

けど、別に坂田企画財政課長じゃなくても、木村農林水産課長でも結構です。ここについては、やっぱりもう少し慎重に検討せないかんかったという部分であれば、もうそれはそれで結構です。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘の総合戦略の農事組合の法人数を平成31年度に30件にしますということで、御指摘のとおり書いておりますけれども、この目標値につきましては、全ての項目も5年後または5年間の累計でお示しをいたしております。項目によりましては、もっと前倒しして実現する項目もございましょうけれども、総合戦略の表示といたしましては、5年後もしくは5年間の累計でお示しをいたしておるところでございます。御指摘の平成28年度が目標の項目もございまして、あとは表示の方法の問題だというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

もう私は深くは言いません。平成28年度で、そしたら前倒しで、これはなる数字であると、記載されているというふうに認識してくださいということですよね。

それと、あと1点は、この担い手のほうもそうですけど、これは企画財政課長にお尋ねして、平成31年度までに40人程度すると、これは最終年が10年やったかな、平成31年が。だから、累計していけば、約40人ぐらいならんと数字的にはおかしいですよねと言ったら、そういうふうに考えてもらって——累計じゃないですからですね——ということで御回答いただいております。

そうすると、この担い手というものについては、相当本腰を入れていきながら、離農した人は別になりますから、本当にそれで就農したということで、こういう総合戦略の中でも強く位置づけられておりますので、担当課としてはなかなか本当、トップセールスでバイオ、売電とか、ここら辺は市長のトップの判断でかなり、もう全国から注文されると、私も市長が言われなかったら、きょうの西日本新聞を読んで一番に喜んだんですよ。みやま市が最初やったですもんね。私も喜んだ。その喜びを、この農業問題でもぜひ担い手含めて実現させ

てもらいたいと強い気持ちを持っております。もう市長にさっき聞きましたので、法人化、担い手含めて、担当部長、一言お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

繰り返しになりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、みやま市の重要な産業の一つである農業を守っていくためには、この法人化というのは絶対になし遂げなければならない問題でございます。新規就農云々もそうですけれども、まずは土台となる法人化を必ずやり遂げたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

力強い言葉がありましたので、これで終わりたいと思いますが、もう1回言っておきます。各組合さんはよく理解をまだできていないです。そういうところで、各単位のところまで市及びJAで行って、本当に疑問になる部分等を、いろんなことを説明していかないと、これはもう絵に描いた餅になる可能性もあると思います。今まで努力されたことを否定する気持ちは一切ないです。さらに頑張ってこれを実現しないと、みやま市として非常に問題が出てくるんじゃないかという気持ちを持っております。市の職員の方、頑張ってください。

○議長（牛嶋利三君）

末吉議員、市長が助言されるそうです。西原市長。

○市長（西原 親君）

営農組合は瀬高地区のほうで随分できておりますが、本当にうまく皆さんいっていますから、安心して営農組合の法人化を進めていただくように、末吉議員からも開地区の皆様方にぜひ、非常に瀬高ではうまくいっているんだということを言ってください。本郷なんか特にうまくいっているそうです。

以上です。（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月16日となっておりますので、皆さん方、御承知おきをお願いいた  
したいと思います。

午後3時28分 散会